

参 考 資 料

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過	203
「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」にかかる パブリック・コメント手続きの実施結果	205
大阪市社会福祉審議会条例施行規則	208
大阪市社会福祉審議会運営要綱	210
大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿	213
高齢者に関わる様々な計画	215
大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令	218
用語解説	220
区別情報	237

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過

令和3年 9月3日	○令和3年度 第1回認知症施策部会 ・大阪市における認知症施策の現状と課題について ・認知症初期集中支援推進事業について
令和4年 1月31日	○令和3年度 第1回高齢者福祉専門分科会 ・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の分科会長等の選任について ・地域ケア会議から見てきた市域の課題に対する市の施策について ・大阪市高齢者実態調査等について
3月3日	○令和3年度 第2回認知症施策部会 ・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会認知症施策部会の部会長等の選任について ・大阪市の認知症施策に係る取組について ・令和4年度の新たな取組について ・大阪市高齢者実態調査等について
3月22日	○令和3年度 第1回介護保険部会 ・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会介護保険部会の部会長等の選任について ・大阪市高齢者実態調査等について
3月25日	○令和3年度 第1回保健福祉部会 ・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会の部会長等の選任について ・大阪市高齢者実態調査等について
6月9日	○令和4年度 第1回高齢者福祉専門分科会 ・大阪市高齢者実態調査等の調査項目について
9月2日	○令和4年度 第1回認知症施策部会 ・大阪市の認知症施策に係る取組について
令和5年 3月20日	○令和4年度 第2回認知症施策部会 ・大阪市の認知症施策に係る取組について ・住吉市民病院跡地に整備する新施設について
3月27日	○令和4年度 第2回高齢者福祉専門分科会 ・大阪市高齢者実態調査等報告書（案）について ・地域ケア会議から見てきた市域の課題に対する市の施策について
7月14日	○令和5年度 第1回保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会（合同開催） ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について

- 9月12日 ○令和5年度 第2回介護保険部会
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
 - ・介護保険給付に係る費用の見込み等について
- 9月14日 ○令和5年度 第2回保健福祉部会
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
- 9月21日 ○令和5年度 第2回認知症施策部会
- ・大阪市の認知症施策に係る取組について
 - ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
- 10月18日 ○令和5年度 第1回高齢者福祉専門分科会
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
- 12月5日 ○令和5年度 第2回高齢者福祉専門分科会
- ～12月21日
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施について
- 12月25日 ○パブリック・コメント手続きの実施
- 令和5年12月25日（月）から令和6年1月24日（水）
- 受付件数 147 件 意見件数 194 件
- 令和6年 2月22日 ○令和5年度 第3回保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会（合同開催）
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
- 3月25日 ○令和5年度 第3回高齢者福祉専門分科会
- ・第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」の策定について
 - ・地域ケア会議から見えてきた市域の課題に対する市の施策について

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」 に関するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月24日（水）まで

2 意見の提出方法

ハガキ・封書による送付、ファックス、電子メール、市役所担当窓口への提出、
オンライン申請

3 素案の公表方法

(1) 計画（素案）の閲覧、概要版の閲覧・配布

- ・福祉局高齢者施策部（高齢福祉課、介護保険課）
 - ・各区保健福祉センター（24 か所）
 - ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
 - ・市民情報プラザ
 - ・各地域包括支援センター（66 か所）
 - ・各総合相談窓口（プランチ）（64 か所）
 - ・各区図書館（24 か所）
 - ・各老人福祉センター（26 か所）
 - ・大阪市社会福祉協議会
 - ・各区社会福祉協議会（24 か所）
- など

(2) インターネットによる公表

- ・大阪市ホームページ

4 集計結果

(1) 意見提出件数

- ・受付件数 147件
- ・意見件数 194件

(2) 受付件数の内訳

- ・市内・市外別・提出方法別集計（件）

	ハガキ ・封書	FAX	メール	窓口	オンライン	計
大阪市内	35	61	5	0	8	109
大阪市外	10	9	0	0	7	26
不明	4	5	3	0	0	12
計	49	75	8	0	15	147

パブリック・コメントの意見内容の内訳

意見件数 194 件

意見内容	意見件数
第1章 計画策定について	0
1 計画策定の背景と趣旨	0
2 計画の期間	0
3 計画の位置づけ	0
4 策定体制	0
5 国や大阪市における取組の経過	0
(1) 国における取組の経過	0
(2) 大阪市の取組の経過	0
第2章 大阪市の高齢者を取り巻く状況	0
1 人口構造	0
(1) 人口の推移と推計	0
2 世帯構成	0
(1) 65 歳以上世帯員のいる世帯の状況	0
3 第1号被保険者（65 歳以上高齢者）の状況	0
(1) 第1号被保険者の推移と推計	0
(2) 要介護認定者の推移と推計	0
(3) 認知症高齢者等の推移	0
4 区別の状況	0
(1) 各区の第1号被保険者の状況	0
(2) 高齢者人口の将来推計	0
5 第8期計画の重点的な課題と取組に関する進捗状況等	0
(1) 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	0
(2) 認知症施策の推進	0
(3) 介護予防・健康づくりの充実・推進	0
(4) 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	0
(5) 高齢者の多様な住まい方の支援	0
第3章 高齢者実態調査等	0
1 調査概要	0
(1) 高齢者実態調査	0
(2) 介護予防・日常生活圏域二一ス調査	0
第4章 計画の基本的な考え方	0
1 高齢者施策推進の基本的な考え方・基本方針	0
(1) 基本的な考え方	0
(2) 基本方針	0
(3) 施策の体系	0
2 日常生活圏域の設定	0
(1) 日常生活圏域の基本的な考え方	0
(2) 大阪市における日常生活圏域の設定	0
第5章 高齢者施策の展開	39
1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実	2
(1) 在宅医療・介護連携の推進	0
(2) 地域包括支援センターの機能強化	3
(3) 地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）	2
(4) 複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実	0
(5) ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）	1
(6) 権利擁護施策の推進	1
2 認知症施策の推進	0
(1) 普及啓発・本人発信支援	2
(2) 予防	1
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	2

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	0
(5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護機能の提供	0
3 介護予防・健康づくりの充実・推進	0
(1) 介護予防・重度化防止の推進	1
(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施	0
(3) 健康づくりの推進	1
(4) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	0
(5) ボランティア・NPO 等の市民活動の支援	0
4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実	1
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	1
(2) 生活支援体制の基盤整備の推進	1
(3) 介護給付費等対象サービスの充実	2
(4) 介護保険サービスの質の向上と確保	3
(5) 福祉・介護人材の確保及び育成	12
(6) 在宅支援のための福祉サービスの充実	1
(7) 情報が届きにくい高齢者等への情報発信	0
5 高齢者の多様な住まい方の支援	0
(1) 多様な住まい方の支援	0
(2) 居住の安定に向けた支援	0
(3) 施設・居住系サービスの推進	0
(4) 住まいに対する指導体制の確保	0
(5) 防災・感染症予防・防犯の体制整備	2
第6章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標	2
1 介護保険事業に関する進捗状況等	0
(1) サービス利用者の状況	0
(2) 保険給付額の推移	0
(3) サービス別保険給付の状況	0
(4) 第8期介護保険事業計画の状況	0
2 施設等の整備目標数・サービス目標量等	0
(1) 施設等の整備目標数	2
(2) 介護保険給付サービス等目標量	0
3 自立支援・重度化防止等に係る取組と目標	0
(1) 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進	0
(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進	0
(3) その他	0
第7章 介護保険給付に係る費用の見込み等	153
1 介護保険給付に係る費用算定の流れ	0
2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	0
3 要介護（要支援）認定者数の推計	0
4 施設・居住系サービス利用者数の推計	0
5 在宅サービスの受給対象者数の推計	0
6 サービス給付見込みの推計	0
(1) 居宅サービスの給付見込み	0
(2) 施設サービスの給付見込み	0
(3) 地域密着型サービスの給付見込み	0
7 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み	0
(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み	3
(2) 保険料段階及び保険料率の設定	19
(3) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料	127
(4) 介護保険サービスの利用者負担額	4
第8章 施策の推進体制	0
1 市民等の意見反映のための体制	0
2 施策推進のための体制	0

平成 25 年 9 月 30 日

大阪市規則第 175 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第3条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

第4条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

3 審査部会は、当該審査部に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

第5条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月30日規則第119号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

大阪市社会福祉審議会運営要綱

令和2年5月21日委員長決定

令和2年7月14日委員長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則（平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。）第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

第6条 委員長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、審議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、審議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった審議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議事を決するためには委員の過半数の書面提出がなければならない。

(準用)

第7条 前2条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

2 前2条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

別表第1（第3条第1項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
第1審査部会	肢体不自由に関する事項
第2審査部会	視覚障がいに関する事項
第3審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第4審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第5審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第6審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第7審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第8審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第9審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第10審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第2（第4条第1項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業及び認知症施策に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項
認知症施策部会	認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項

別表第3（第4条第1項（地域福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
地域福祉基本計画策定・推進部会	大阪市地域福祉基本計画等に関する事項

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿

令和6年3月31日現在

	氏 名	役 職 名
専門分科会長兼 認知症施策部会長代理	岡田 進一	大阪公立大学大学院生活科学研究科教授
専門分科会長代理兼 介護保険部会長	川井 太加子	桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授
保健福祉部会長	早瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会理事長
認知症施策部会長兼 保健福祉部会長代理	中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会副会長
介護保険部会長代理	神部 智司	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授
委 員	稲場 泰子	介護保険第1号被保険者代表（公募委員）
委 員	大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授
委 員	河村 禎人	大阪市医師会連合会会長
委 員	櫛田 和代	弁護士
委 員	熊崎 大輔	公益社団法人 大阪府理学療法士会会長
委 員	小谷 泰子	一般社団法人 大阪府歯科医師会理事
委 員	杉浦 丈仁	一般社団法人 大阪府薬剤師会理事
委 員	関西 美智代	介護保険第2号被保険者代表（公募委員）
委 員	手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長
委 員	所 道彦	大阪公立大学大学院生活科学研究科教授
委 員	永岡 正己	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会会長
委 員	永田 典子	大阪市民生保健委員会委員長
委 員	新田 正尚	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事
委 員	野口 一郎	一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会理事長
委 員	濱田 和則	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会会長
委 員	平山 佳代	介護保険第2号被保険者代表（公募委員）
委 員	弘川 摩子	公益社団法人 大阪府看護協会会長
委 員	前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長
委 員	光山 誠	公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会理事
委 員	森 一彦	大阪公立大学大学院生活科学研究科客員教授
委 員	渡邊 和也	介護保険第1号被保険者代表（公募委員）

介護保険部会 委員名簿

	氏 名
部 会 長	川井 太加子
部会長代理	神部 智司
委 員	稲場 泰子
委 員	河村 禎人
委 員	熊崎 大輔
委 員	小谷 泰子
委 員	杉浦 丈仁
委 員	関西 美智代
委 員	新田 正尚
委 員	濱田 和則
委 員	平山 佳代
委 員	光山 誠
委 員	渡邊 和也

保健福祉部会 委員名簿

	氏 名
部 会 長	早瀬 昇
部会長代理	中尾 正俊
委 員	大和 三重
委 員	櫛田 和代
委 員	野口 一郎
委 員	弘川 摩子
委 員	森 一彦

認知症施策部会 委員名簿

	氏 名
部 会 長	中尾 正俊
部会長代理	岡田 進一
委 員	青木 佳史
委 員	内田 健太郎
委 員	沖田 裕子
委 員	新田 正尚

（委員：五十音順）

(参考：大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の変遷)

○昭和 63(1988)年 11 月～ 「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」

保健・医療・福祉の問題を重複して抱える高齢者のニーズに応えるために、公・民が協力して総合的な諸施策の企画立案を進めることを目的として、「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」を設置。

○平成 3(1991)年 6 月～ 「大阪市いきいきエイジング懇話会」

高齢社会対策を総合的かつ効果的に推進するために、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「大阪市いきいきエイジング懇話会」を設置。

○平成 10(1998)年 7 月～ 「大阪市介護保険事業計画策定委員会」

市民や専門家の意見を聞き、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者代表、保健関係者、医療関係者、福祉関係者及び学識経験者等で構成する「大阪市介護保険事業計画策定委員会」を設置。

○平成 12(2000)年 12 月～ 「大阪市高齢者施策推進委員会」

上記3つの会議等については、機能が一部重複している部分もあったため再編し、学識経験者や市民から公募した委員等で構成する「大阪市高齢者施策推進委員会」を設置するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

○平成 23(2011)年 10 月～ 「大阪市高齢者施策推進会議」

大阪市の審議会に関する指針に基づき、大阪市高齢者施策推進委員会を「大阪市高齢者施策推進会議」に名称変更し、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

○平成 24(2012)年 12 月～ 「大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」

「大阪市高齢者施策推進会議」については、高齢者福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」と審議内容が類似していることから、社会福祉審議会の専門分科会として統合するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」を設置。

○令和 2(2020)年 5 月 21 日～ 「認知症施策部会」の設置

「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に「認知症施策部会」を新たに設置。

高齢者に関わる様々な計画

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が連携する高齢者に関わる様々な計画としては、次の計画があります。

大阪市地域福祉基本計画	大阪市地域福祉基本計画は、各区の区地域福祉計画（区地域福祉ビジョン等）と一体で「社会福祉法」に基づく市町村地域福祉計画を形成します。 「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組を盛り込んだ計画です。
大阪市障がい者支援計画	「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
障がい福祉計画	「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画です。
障がい児福祉計画	「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画です。
大阪府医療計画	「医療法」に基づく「医療計画」であり、5疾病5事業及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画です。
大阪府高齢者計画	「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づく都道府県計画で、大阪市を含む大阪府内市町村における推計をもとにした介護サービス量の見込みや、地域包括ケアシステムの構築にかかる市町村への支援施策等について定めています。 なお、大阪府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「市町村高齢者計画策定指針」を示し、市町村計画と大阪府計画との整合を図っています。
大阪府介護給付適正化計画	適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう策定している計画です。 公平公正な要介護認定の実施及び過不足のないサービス提供に向けた介護給付の適正化を推進しています。
大阪市未来都市創生総合戦略	大阪시가将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくため、大阪市人口ビジョン等を踏まえ、政策目標や基本的方向、具体的な施策をとりまとめたものです。

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」	市民の健康づくりに関する施策や取組の基本的な計画です。「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸をめざします。
第4次大阪市食育推進計画	生きるための基本である、健全な食生活を実践できる人を育てる「食育」についての施策や取組について定めた計画です。 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活と心豊かな生活を送ることができるようにすることを基本方針にしています。
大阪市交通バリアフリー基本構想	鉄道駅などの旅客施設や周辺の道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市内の主要な駅を中心に25地区の重点整備地区を定め、基本構想を策定しています。 基本構想では、交通バリアフリー化に対する基本理念・基本方針をはじめ、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する地区の位置及び実施すべき事業等の内容を定めています。
道路特定事業計画	大阪市交通バリアフリー構想の実現に向け視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、勾配修正の取組や、歩行空間の確保、道路標識による案内・誘導等の整備の計画です。
大阪市地域防災計画 ＜共通編・対策編＞	大阪市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	大阪市において、避難行動要支援者の自助、地域（近隣）の共助を基本として、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、大阪市地域防災計画の内容を具体化した避難行動要支援者の支援策に係る全体的な考え方を定めています。
大阪市男女共同参画基本計画 ～第3次大阪市男女きらめき計画～	男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。
大阪市人権行政推進計画 ～人権ナビゲーション～	人権尊重の視点から行政運営を行う仕組みをつくるとともに、人権教育・啓発、人権相談・救済の取組を推進し、すべての市民の人権が尊重される「国際人権都市大阪」をめざします。
第4次「生涯学習大阪計画 ～つながり、支え合い、共に育つ 大阪市の生涯学習～」	教育基本法に定められた生涯学習の理念の実現に向け、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向とその内容を明らかにすることを目的として策定している計画です。

大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診 査等実施計画 【2024（令和6）年度～ 2029年（令和11）年度】	保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者が健康や医療のデータを活用して、被保険者の健康課題を明らかにし、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため策定するPDCAサイクルを意識した事業計画であり、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられたものです。 特定健康診査等は、保健事業の中核を成すことから、平成30年度から両計画を一体的に策定しています。なお、大阪市民の健康増進を目的とした計画である「すこやか大阪21」との調和・整合性を図っています。
第2期大阪市スポーツ振興計画	子どもから高齢者、障がいのある人、アスリート、誰もがいきいきとスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができる大阪のまちの実現と、関西を牽引する中枢都市として、これまでに育んできたまちの魅力やスポーツレガシーを活かし、元気があふれる大阪のまちの実現をめざす計画です。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令

○老人福祉法（抄）（昭和38年 法律第133号）

（市町村老人福祉計画）

- 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項
 - 二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9-10 省 略

○介護保険法（抄）（平成9年 法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

- 第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- 八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（次条第三項第六号において「登録住宅」という。）のそれぞれの入居定員総数（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第六号において同じ。）
- 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12－13 省 略

用語解説

用語	解説	掲載ページ
【あ行】		
ICT (Information and Communication Technology)	コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。	68・120・129・130・131
青色防犯パトロール活動	大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のことです。	155・159
いきいき百歳体操	アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、2002(平成14)年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操です。要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週1回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になります。	85
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより介護予防を推進しています。	82・84・176・177・194
インフォーマルサービス	家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。サービスの質や提供される量が公的なサービスに比べ一定していませんが、顔見知りの方々による援助や公的なサービスにはない細やかなニーズに対応できます。	181
運動器	体を動かす「骨」「関節」「筋肉」「神経」などの器官の総称です。	107・108
NPO (Nonprofit Organization)	さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的自発的に市民公益活動を行う組織のことです。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体のことをいいます。特に、特定非営利活動促進法により、法人格を付与された団体が、NPO法人です。	25・26・39・51・71・96・102・103・106・109・140・142
MCI (Mild Cognitive Impairment)	もの忘れ等の認知機能障がいがか客観的に認められるが、認知症ではない状態をさし、正常と認知症の中間の状態のことをいいます。	72

用語	解説	掲載ページ
大阪市高齢者施設等 防災マニュアル	大阪市老人福祉施設連盟と協働し、高齢者施設等の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルです。	155
大阪市高齢者施策連絡会議	高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された会議です。	4・198
大阪市市民活動推進 条例（市条例第19号）	個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くため、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開し、市民活動を積極的に推進するために2006(平成18)年4月に施行されました。	103
大阪市市民活動総合 ポータルサイト	大阪市の市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報をインターネット上で収集・発信している仕組みです。市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体がこれらの情報を活用して活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とするサイトです。	96・103
大阪市社会福祉研修・ 情報センター	社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。 （所在地）西成区出城2-5-20	29・129・ 130・135・ 184
大阪市成年後見支援 センター（成年後見 支援センター）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り支援する「成年後見制度」の一層の利用促進を図るとともに、「市民後見人」の養成と活動の支援を行うセンターです。 （所在地）西成区出城2-5-20	61・63・64
Osaka あんしん住まい 推進協議会	大阪府内における賃貸住宅全体において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が安心して住まいを確保できる環境を整備し、居住支援方策の充実を図るために住宅セーフティネット法に基づき設置された協議体です。	140・143
大阪府国民健康保険 団体連合会（国保連 合会）	国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために設立している公法人のことで、各都道府県に設置されています。介護保険法による業務内容としては、①介護サービス費の請求に対する審査・支払い、②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言などを行うこととされています。	118・119・ 122・123・ 124
オレンジサポーター	認知症サポーターのうち、認知症の人やその家族への支援ボランティア活動者養成を目的としたステップアップ研修を受講した人のことをいいます。	76・77・178

用語	解説	掲載ページ
オレンジパートナー企業	認知症の人にやさしい取組をしている企業・団体として、大阪市に登録した企業・団体のことをいいます。受付は、各区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて行っており、オレンジパートナー企業の証明として「オレンジパートナーステッカー」をお渡ししています。	21
【か行】		
介護サービス計画（ケアプラン）	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等やその家族の希望を勘案し、要介護者等についてのアセスメント結果に基づき、要介護者等の日常生活上の課題を解決するために必要な介護サービスを利用するために作成する具体的な計画です。ケアプランの作成にあたっては、各サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議の開催などの手続きが必要です。なお、ケアプランは要介護者等が自分で作成することも認められています。	27・28・83・108・115・119・123・125・182・183
介護支援専門員（ケアマネジャー／主任介護支援専門員）	要介護者又は要支援者等からの相談に応じて要介護者又は要支援者等がその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人をいいます。なお、介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、主任介護支援専門員研修を修了した者を主任介護支援専門員といます。	18・27・28・33・48・51・83・86・118・119・122・123・125・127・128・129・131・156・182・183
介護報酬	介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護保険サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬のこと。医療保険における診療報酬に対応するものとなります。	123・128・196
介護保険法（平成9年法律123号）	加齢に伴って生ずる疾病等により介護や支援が必要になった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています。	2・32・40・63・65・109・119・189
介護予防・日常生活支援総合事業	2014(平成26)年の介護保険制度改正に伴い、全国すべての市町村で実施することとされた事業です。要支援者に対する全国一律の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業に移行し、住民等の多様な主体が参画するような多様なサービスを総合的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の取組を支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。	51・176・177

用語	解説	掲載ページ
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つとして位置付けられており、介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業のひとつです。全国一律のサービス内容や報酬単価が決められていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が、地域の実情に応じ独自の判断でサービス内容を決定できるようになっています。 特に、介護予防・生活支援サービス事業においては、要支援認定を受ける前段階にある高齢者を積極的に支援し、要支援・要介護状態を未然に防ぐための仕組みが強化されています。	26・39・82・106・176
外国籍の高齢者など	「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。	105・135・137
かみかみ百歳体操	2005(平成17)年に高知市が開発した口腔機能向上を目的とした体操です。椅子に座って口の周りや舌を動かすことにより、唾液がよく出るようになり、食べることや飲み込むことが楽になります。週1回以上「いきいき百歳体操」と合わせて行うとより効果的で、口の周りに力がつくことで、食べこぼしやむせることが改善されます。	85
通いの場	地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。 地域の介護予防の拠点となる場所として厚生労働省も推進しており、①介護予防に資すると市町村が判断していること②市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと③月1回以上の活動実績があることなどの定義づけがされています。	21・23・24・42・58・69・82・83・84・85・86・87・88・109・110・176・177・181
看護小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を行います。	5・27・111・117・171・175・193
企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility)	企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに説明責任を果たしていくことを求める考え方です。	103
基本チェックリスト	生活機能の低下のある高齢者を把握するための日常生活の状況に関する25項目からなる質問票のことです。	85
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のことです。	20・68・76
協議体	生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク(会議体)のことです。	26・109・110

用語	解説	掲載ページ
共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的として施行されました。国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有しています。	5・66
居宅介護支援事業者	介護保険法に基づき、都道府県知事・政令市市長・中核市市長の指定を受けた居宅介護支援事業を行う事業者及び本市において基準該当居宅介護支援事業者の登録を行った事業者をいいます。	28・183
居宅サービス	介護保険制度によって利用できるサービスで、被保険者が自宅に居ながら利用できるサービスを言います。主な居宅サービスとしては、訪問介護や訪問看護、通所介護、短期入所生活介護などがあります。	27・115・160・161・162・163・164・166・167・168・170・183・191・194
グループ回想法	昔の懐かしい道具などを用いて、懐かしいことを語り合う精神療法の一つで、認知症予防や治療に用いられ、個人で行う場合とグループで行う場合があります。	79
KDB システム	都道府県国民健康保険団体連合会が、保険者の委託を受けて管理する医療情報・特定健診等情報・介護情報を活用し、突合・加工することで統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステムです。	25・88
健康診査	がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるために、各区保健福祉センター及び市内取扱医療機関で各種健診（検診）を実施し、単に医療を必要とする人の発見だけでなく、健診（検診）の結果、必要な人に対して、受診勧奨や保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行います。	24・93・94
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）を行います。	6・19・38・39・49・51・57・58・60・61・63・78・124
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	全国どの地域においても必要な人が「成年後見制度」を利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、「権利擁護」のための支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。本市では、「大阪市地域福祉基本計画」に基づいて、「大阪市成年後見支援センター」が中核的な役割を果たしながら、ネットワーク構築の取組を進めています。	61・63

用語	解説	掲載ページ
後期高齢者	本計画では、75 歳以上の人を後期高齢者といいます。	8・24・87・ 88・166・ 167・186・ 187・196・ 197
口腔機能	食えることやコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たす機能のことです。口腔機能には「かみ砕く（咀嚼）、飲み込む（嚥下）」、「唾液を分泌する」、「言葉を発する（発音）」、「表情をあらわす」など様々な役割があります。	58・73・87・ 107・108
共有価値の創造 （CSV：Creating Shared Value）	社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に、経済的価値が創造されるというアプローチをいいます。	103
高齢化	総人口に占める 65 歳以上の人口割合が増えることをいいます。	5・8・11・ 15・16・36・ 42・57・127・ 139・140・ 141・142・ 143・147・ 167・179・ 186・187
高齢者虐待防止連絡会議	市町村の法的な責務として関係機関等との連携協力体制を整備し、高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくために、市及び各区において開催している会議です。	62・64
高齢者虐待の防止・ 高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律 （平成 17 年法律 124 号）	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることで、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、2005(平成 17)年 11 月に公布され、2006(平成 18)年 4 月から施行されました。	60・62
高齢者の居住の安定 確保に関する法律 （平成 13 年法律第 26 号）	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けること等により、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としています。	32・140・153
個人情報保護法（個人 情報の保護に関する 法律）（平成 15 年法律第 57 号）	個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されました。	124
個別ケア	個々のニーズに応じて、個別にケア（介護）を行うことです。	138

用語	解説	掲載ページ
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付けるよう支援を行う福祉専門職のことをいいます。	19・52
【さ行】		
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。	28・31・32・124・139・140・143・149・153・183
作業療法士（OT）	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で作業療法（応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業）を行う者をいいます。	112
支援会議	生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う会議です。生活困窮者自立支援法第9条に規定されています。	54
市民活動	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、市民が自主的に行う活動のことです。	25・39・95・96・102・103・104
市民活動団体	地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体のことです。	25・102・103・104
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。本市では、「大阪市成年後見支援センター」が養成し、その活動のサポートを行っています。また、活動経費を除き報酬を前提としない市民活動として活動しています。	61・63・64
社会福祉協議会	市・区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民、公私の社会福祉事業関係者・団体等により構成された公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、福祉活動への住民参加の援助、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、人材開発・研修等を実施しています。また、おおむね小学校区を単位として地域住民により組織された任意団体である地域（地区・校下）社会福祉協議会と連携協働し、地域福祉の推進に取り組んでいます。	104
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に定められた福祉専門職の国家資格で社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者となっています。	48・51

用語	解説	掲載ページ
若年性認知症	65 歳未満で発症した認知症のことをいいます。就労や育児、経済的支援などが課題になることが多いことから、高齢者の認知症とは違った支援が必要です。	21・22・39・72・76・77・78・79・81
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族、関係機関及び企業等からの相談に応じ、本人や家族の思い等を勘案して必要な支援制度やサービス等を紹介するなど、認知症地域支援推進員等と連携して各種相談に応じます。	77・78
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）（平成 19 年法律第 112 号）	高齢者や被災者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることを目的としています。	140
生涯学習	「生涯学習大阪計画」（第 4 次計画 2022(令和 4)年策定）においては、「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」を基本理念とし、生涯学習を「多様な全ての市民一人一人が、誰一人取り残されることなく、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で自らに適した手段や方法で学ぶことができ、心豊かな人生を送ることができること。また、『市民力』を身につけ、学びや活動の成果を活かすことにより、ひとやまちとつながり、支え合い、共に成長していくこと。」と定義しています。	95・96・97・99・100
障がい者基幹相談支援センター	大阪市では、各区に 1 か所、地域における相談支援の中核的な役割を担う、障がい者基幹相談支援センターを設置しています。当センターでは障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。	49・62
小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。	27・111・116・117・171・174・193
自立相談支援機関	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、支援プランの作成等を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関です。大阪市では、各区役所内に相談窓口を設置しています。	54・55・57
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援サービス・介護予防サービスのコーディネート機能（主に資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングの機能）を果たす者をいいます。	26・96・109・110・125・178

用語	解説	掲載ページ
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群のことです。	24・69・70・82・87・88・89・90・91・92
生活の質（QOL：Quality Of Life）	「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳され、一般的には、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質と考えられます。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があり、この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようという考えです。社会福祉及び介護従事者の、「生活の場」での援助も、生活を整え、暮らしの質をよりよいものにするというクオリティ・オブ・ライフの視点を持つことによって、よりよい援助を求めることができます。	83
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれています。	51・58・61・63・64・77
世界アルツハイマーデー（9月21日）・月間（9月）	1994年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）が、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定しており、その日の属する月（9月）のことを「世界アルツハイマー月間」と言い、世界的に定められているものです。この月間では、認知症に関する啓発など様々な取組を行います。	67・68
前期高齢者	本計画では、65歳以上の高齢者のうち65歳以上75歳未満の人を前期高齢者といいます。	1・8・166・186
前頭側頭葉変性症	前頭葉と側頭葉を中心として神経細胞が徐々に変性・脱落していくことにより、行動障がいや言語障がいなどが特徴的にみられる病気の一群で、前頭側頭型認知症などが含まれます。	22
総合相談窓口（ランチ）	地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ランチ）として設置しているものを言います。設置場所については、大阪市ホームページをご覧ください。	47・49・55・57・60
【た行】		
ターミナルケア	余命がわずかとなった人に対し、延命ではなく、残された人生を充実させることを目的として行われる医療および看護のことをいいます。	147・148・189

用語	解説	掲載ページ
第1号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の人のことをいいます。介護保険法第9条第1号に規定されていることから、このように呼ばれています。	11・12・13・ 14・56・160・ 161・166・ 185・186・ 187・196
第2号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。介護保険法第9条第2号に規定されていることから、このように呼ばれています。	12・166・196
ダブルケア	介護と子育てが同時に行われている状態をいいます。介護や子育ては精神的、体力的な負担が大きく、また、誰に相談したらよいか分からず、問題を当事者だけで抱え込みがちになってしまいます。近年の高齢化の進展や晩婚化・晩産化を背景に、働き盛りの方がケアを担っている場合が多い状況にあることから、周囲の理解、中でも職場における配慮が重要です。	54
団塊の世代	第一次ベビーブーム（1947(昭和22)～1949(昭和24)年）の間に生まれた世代をいいます。	16・95
団塊ジュニア世代	「団塊の世代」の子ども世代として第二次ベビーブーム（1971(昭和46)～1974(昭和49)年）の間に生まれた世代をいいます。	1
単独世帯	世帯員が一人だけの世帯をいいます。	9・42
地域共生社会	人々が様々な生活課題を抱えながらも地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会をいいます。	3・5・6・55
地域ケア会議	高齢者等が抱える課題への対応を、本人や家族、介護・保健・福祉の専門職、地域の関係者、行政職員等の参加によって、多様な視点から検討することで、高齢者等の地域におけるその人らしい生活の継続を支援します。 また、個別ケース課題分析等の積み重ねによりケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものと位置付けられています。	4・18・26・ 37・42・47・ 48・50・110・ 181・198
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）	介護保険制度において、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センターの運営や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「包括的支援事業」、介護給付が適正に行われているかの検証や家族介護支援等の「任意事業」で構成されています。	5・44・46・ 48・51・109・ 176・177・ 178・194・ 196
地域包括ケア	地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的・体系的に提供することです。	6・16・26・ 40・50・83・ 138

用語	解説	掲載ページ
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。	1・5・6・16・ 36・37・39・ 40・42・47・ 48・102・ 103・105・ 111・134・ 138・179
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、（１）総合相談支援、（２）虐待の早期発見・防止などの権利擁護、（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援及び（４）介護予防ケアマネジメントを行っています。 大阪市では、高齢者人口概ね１万人に１か所設置しており、各区に１か所以上、市全体で６６か所設置しています。（令和５年度現在）設置場所については、大阪市ホームページ上でご覧ください。	5・18・19・ 39・40・42・ 47・48・49・ 50・51・53・ 55・57・60・ 61・62・63・ 67・70・71・ 72・76・110・ 121・125・ 131・134・ 177・178・ 181・198
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正かつ中立な運営の確保を目的に市及び各区に設置し、地域包括支援センターの設置、運営・評価等について協議しています。	18・47・51・ 181・198
地域密着型特別養護老人ホーム	入所定員が２９人以下の小規模な特別養護老人ホームのことで、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。	148・150
地域密着型サービス	介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り地域で暮らし続けることができるようにするサービスです。	5・74・111・ 116・160・ 161・162・ 163・165・ 167・168・ 169・171・ 172・189・ 193・198
ちーむオレンジサポーター	認知症の人やその家族、オレンジサポーターなどで構成されたボランティアチームを大阪市では「ちーむオレンジサポーター」といいます。	21・68・77・ 178
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、２４時間３６５日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。	5・27・111・ 116・171・ 172・193
特定非営利活動促進法	特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律で、１９９８（平成１０）年３月に成立し、同年１２月に施行されました。	102

用語	解説	掲載ページ
【な行】		
日常生活圏域	高齢者が地域で生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮して設定した日常生活の圏域です。	4・33・35・40・41・88・102・109・111・168・171・177・178
認知症（アルツハイマー型、脳血管性、レビー小体型、前頭側頭型）	慢性あるいは進行性の脳の病気により、意識障がいがないにもかかわらず記憶、思考、見当識、計算、言語、理解、判断、学習などが徐々に障がいされ、仕事や日常生活に持続的な支障をきたす状態を表します。病型は多様で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。	認知症施策については、主に20～22、66～81に記載
認知症アプリ・ナビ	「大阪市認知症アプリ」はスマートフォンなどにダウンロードしてご利用いただくもので、認知症に関する正しい知識や情報をいつでも取得することができます。同内容をホームページ上で閲覧できるようにしたサイトを「大阪市認知症ナビ」と呼びます。	21・68・69
認知症介護指導者	認知症介護に関する専門的な知識・技術や、研修プログラム作成方法・教育技術を習得し、自治体が行う認知症ケアに関する公的研修の企画立案・講師を担う者のことをいいます。国の研修機関での研修を受講する必要があります。	21・71・74
認知症カフェ	地域の中で認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等を通じて孤立防止や介護負担感の軽減を図ることができる場のことをいいます。	72・75
認知症強化型地域包括支援センター	大阪市では、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」と位置付け、「認知症初期集中支援推進事業」、「オレンジサポーター地域活動促進事業」を実施しており、地域の認知症対応力を強化しています。	71・72・76・178
認知症ケアパス	認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもののことをいいます。	72
認知症高齢者の日常生活自立度	認定調査時の様子から国の判定基準に基づき、認知症高齢者の日常生活上の自立状態を判断されたもののことをいい、「自立」、「Ⅰ」～「Ⅳ」、または「M」があります。	13
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講された人で、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことをいいます。	20・67・68・76・77・178

用語	解説	掲載ページ
認知症サポート医	国の研修機関での研修を受講した医師で、かかりつけ医への助言や研修などの支援、地域包括支援センターを中心とした多職種連携、住民などの啓発を行なう認知症の診療や早期発見等に携わっている医師のことをいいます。	21・71・73
認知症施策推進大綱	認知症に関して政府一体となってさらに総合的な施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議において2019（令和元）年6月18日にとりまとめられたものです。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされています。	66・69
認知症疾患医療センター	地域の医療提供体制の中核として、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う医療機関のことをいい、大阪市では6か所（地域型3か所、連携型3か所）指定しています。認知症疾患医療センターの設置場所については、大阪市ホームページをご覧ください。	66・70・71・72・75・78・79・80
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職と認知症サポート医で構成されるチームで、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行い、必要な医療・介護などの支援につなぎます。	20・67・70・71・72・177・178・181
認知症地域支援推進員	若年性認知症に関する相談支援や、認知症支援を行う機関の後方支援、地域の認知症ネットワークづくり、認知症の正しい知識の普及・啓発活動を行っています。また、認知症の人がいきいきと地域で暮らすための活動を支援しています。	22・67・71・72・76・77・78・177・178
認知症の鑑別診断	認知症の有無とその原因疾患、重症度などを正確に診断することです。	20・72・81・177・181
認知症の日（9月21日）・月間（9月）	認知症についての関心と理解を深めるため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において定められています。	67・68
認知症の行動・心理症状（BPSD）	認知機能障がいがあるときに、身体や環境、心理的な影響を受けて出現する、行動面の症状（興奮、攻撃性など）や心理症状（不安、うつ、幻覚・妄想など）のことをいいます。	69・70・71・72
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざして、2018（平成30）年6月に厚生労働省において策定されたものです。	66
認定調査員	介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けようとする被保険者の心身の状況や置かれている環境等について調査をする者をいいます。	29・120・121・125・183

用語	解説	掲載ページ
認定調査業務	要介護（要支援）認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う認定に必要な調査のことをいいます。調査は、調査員が被保険者を訪問面接し、認定調査票を用いて公平かつ客観的に行われます。	125
【は行】		
ハイリスクアプローチ	健康リスクが高い人を対象に、個別に支援等を行う方法のことです。	24・88
8050問題	80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題のことです。80代前後の高齢の親が、同居する50代前後の子どもの生活を支えることにより、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えています。	53
パブリックコメント	国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としています。	4
バリアフリー	人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと建築用語でしたが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いられます。	21・39・76・77・138・140・141・145・146
PDCA（ピーディーシーイー）	施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一環した流れとしてとらえ、それらを循環させることで、施策・事業の改善に結びつける手法です。	18・43・45・46・109・180
ひとにやさしいまちづくり	障がい者や高齢者をはじめすべての市民が利用しやすいまちとなるように、建築物や、道路、公園、公共交通機関などを整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる、まちの実現をすすめることです。「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間建築物の建築計画について事前協議を行うとともに、区役所、市民病院、老人福祉施設など本市建築物の整備・改善などに取り組んでいます。	38・138・144
避難行動要支援者	大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人をいい、大阪市避難行動要支援者名簿作成基準に基づいて、要介護3以上の人や重度障がいなどの人を対象者としています。	154・155・158
福祉避難所・緊急入所施設	福祉避難所は、災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。また、緊急入所施設は、一般の避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設です。	158

用語	解説	掲載ページ
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が衰えている状態で、健常な状態と要介護状態（日常生活にサポートが必要な状態）の中間の虚弱な状態のことです。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上を図ることができます。	24・83・84・85・87・88・107
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員の支援を行うものです。	47・49・51・125
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	介護保険法第122条の3第1項により、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付される交付金です。	179
ポピュレーションアプローチ	健康リスクの大きさに関わらず集団全体へアプローチして、全体としてのリスクを下げていく方法のことです。	24・88
ボランティア	個人の自発的な意志に基づいて、他人や社会に貢献する、基本的には無償の継続的、実践的な市民活動です。	25・26・39・51・71・95・96・99・102・103・104・106・109・110・178
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしなどを一緒に話し合う場のことです。	68
【や行】		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。	33・48・54
有料老人ホーム	特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や、自らの選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事や介護等日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした民間施設です。介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となります。	28・32・114・117・124・139・143・147・149・152・153・183
ゆずり葉の道	ゆずり葉の道は、人と車の共存を目的とした道路で、不要な車を排除し、入ってきた車もあまりスピードが出せないようにするために、車道の幅を狭くし、ジグザグ状に変化させています。その代わりに、歩道はゆったりと広くとり、舗装もカラーブロックなどで仕上げて、歩行者が安心して快適に歩けるようにしています。	145
ユニットケア	特別養護老人ホーム等において、いくつかの個室や居間・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境のなかでの自立的生活を支援するケアの形態をいいます。	138

用語	解説	掲載ページ
ユニバーサルデザイン	設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていこうとする考え方。ひとにやさしいまちづくりの考え方として、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へと言われていますが、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」は、高齢者や障がい者専用のものを整備するのではなく、誰もが安全、快適に利用できる整備を進めるという点で、ユニバーサルデザインの考え方を基礎にしています。	141
【ら行】		
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいいます。	91
理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で理学療法（基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行い、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える）を行う者をいいます。	112
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的としています。	2・32・63・65・153
【わ行】		
わたしのケアノート	認知症の人やその家族が本人の生活パターン、人間関係、医療歴、本人の希望等の事項を記入し、医療・介護が必要となった際に関係者が確認することで認知症本人の意向に沿った医療・介護の実現を図るために大阪市が作成したノートのことです。大阪市ホームページから印刷することができます。	74

区別情報

インデックス

＜行政区＞	＜頁＞	＜行政区＞	＜頁＞
北 区	238	東淀川区	262
都 島 区	240	東 成 区	264
福 島 区	242	生 野 区	266
此 花 区	244	旭 区	268
中 央 区	246	城 東 区	270
西 区	248	鶴 見 区	272
港 区	250	阿倍野区	274
大 正 区	252	住之江区	276
天王寺区	254	住 吉 区	278
浪 速 区	256	東住吉区	280
西淀川区	258	平 野 区	282
淀 川 区	260	西 成 区	284

カテゴリー

1. 区プロフィール 2. 区の日常生活圏域図 3. 統計からみる区の状況 ①主要統計指標 ②高齢化指標 ③区の水準 ④区の高齢化の特徴	4. 地域資源情報 ①地域資源の状況 ②主な介護保険事業者・施設の状況 ③在宅医療の状況 5. 高齢者の支援に関する区独自の取組
--	--

1 北区

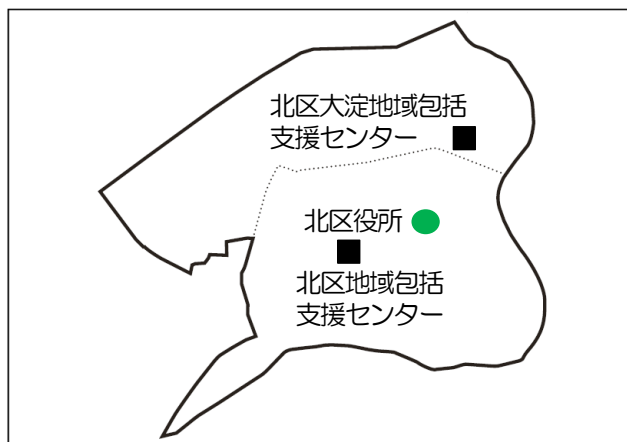
1 北区プロフィール

【特徴】

北区は大阪の玄関口に位置し、三方を河川に囲まれ、区の中心部であるJR大阪駅周辺は超高層ビルが並ぶビジネス街であり、西日本最大の地下街とあわせ大規模なショッピング街となっている。

また、北区天満界隈は大阪におけるガラス発祥地でもあり、伝統工芸・文化の担い手である職人たちが数多く存在する。東部の大川沿いは桜の名所であり、南部の中之島は国の重要文化財指定である大阪市中央公会堂がある。西部の梅田地区、大阪駅北地区は、複合商業施設で賑わっている。

2 北区の日常生活圏域図



3 統計からみる北区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	145,226 人	6	面積	10.34 km ²	7
人口密度	14,045 人/km ²	14	世帯数	90,774 世帯	4

②高齢化指標

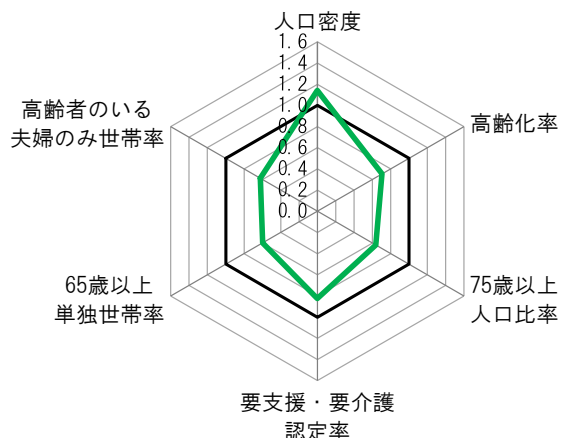
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	25,852 人	14	高齢化率	17.8%	21
65～74歳人口	12,092 人	12	75歳以上人口	13,760 人	15
65～74歳人口比率	8.3%	20	75歳以上人口比率	9.5%	21
要介護認定者数 ^{※1}	5,569 人	16	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,674 人	14
（認定率）	22.4%	23	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,523 人	14
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	7,447 世帯	12	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	4,318 世帯	14
（世帯率）	8.7%	22		5.0%	21

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③北区の水準（大阪市＝1とした指数）



④北区の高齢化の特徴

- 高齢化率は17.8%と市平均より低く21位。
- 65～74歳人口比率は8.3%で20位、75歳以上人口比率は9.5%で21位。
- 65歳以上単独世帯率は8.7%で22位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は5.0%で21位であり、ともに市平均に比べ非常に低い。
- 認定率は22.4%と市平均より低く23位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より低く、高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2か所	連合町会数（R2国勢調査）	19 団体
総合相談窓口（プランチ）	3か所	民生委員・児童委員	167 人
老人クラブ数	22 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	74	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護※1	43	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	18
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	9	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション※2	7	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	20	介護予防型訪問サービス	69	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	6	生活型訪問サービス	62	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	26	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	14		
居宅介護支援	49	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	17 か所
在宅療養支援診療所	32 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	116 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■はつらつ脳活性化プロジェクト事業

高齢者が自ら認知症予防のための活動を習慣化できる地域づくりをめざし下記事業を平成22年度から実施している。

- ①はつらつ脳活性化教室：認知症予防を目的に百歳体操+脳活性化レクリエーションを組み合わせた内容として令和5年9月末現在14地域で開催している。
- ②はつらつ脳活性化教室サポーター養成講座：認知症やその予防に関する基礎的な講義、はつらつ脳活性化教室に沿った講義と演習を行い、地域での教室を運営する人材を育成する。
- ③はつらつ脳活性化教室サポーターレベルアップ講座：サポーターの活動意欲を高め、サポーターの活動の充実を図る機会とする。
- ④はつらつ脳活性化サポーター支援チーム：地域継続できるための課題を抽出、プロジェクトの実践を支援する会議を年3回開催している。

2 都島区

1 都島区プロフィール

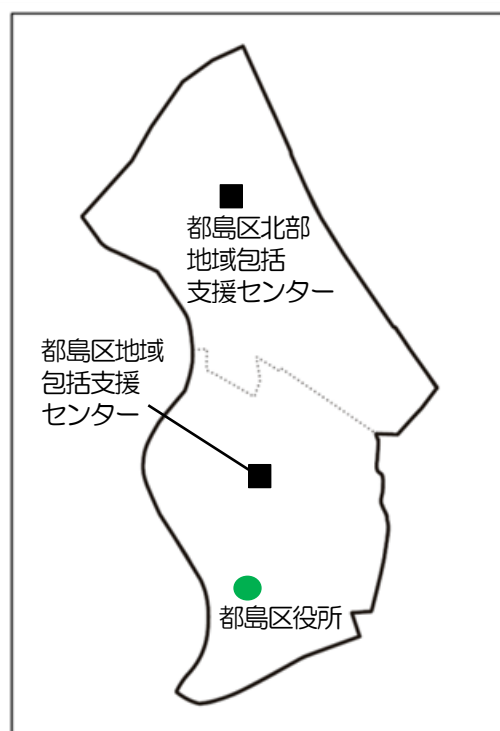
【特徴】

都島区は大阪市の北東部に位置し、西側を大川に沿って南北に長く、北側を淀川に、南側は寝屋川にそれぞれ接している。

かつて京街道の起点に近く、交通の要衝として賑わった京橋地域は今もなお、JR 環状線・学研都市線・東西線、京阪電鉄、Osaka Metro 長堀鶴見緑地線が相互に連絡し、大阪東部の玄関口として、また商業のまちとして知られている。

大型マンション群の建設を契機に、都心に近接した交通の便の良い理想的な住宅地としての価値が見直され、現在もマンション建設が進められている。また、北部エリアには鉄道駅がなかったが、平成31年に新駅ができるなど、着実な発展を続けている。

2 都島区の日常生活圏域図



3 統計からみる都島区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	108,441 人	14	面積	6.08 km ²	18
人口密度	17,836 人/km ²	6	世帯数	59,278 世帯	14

②高齢化指標

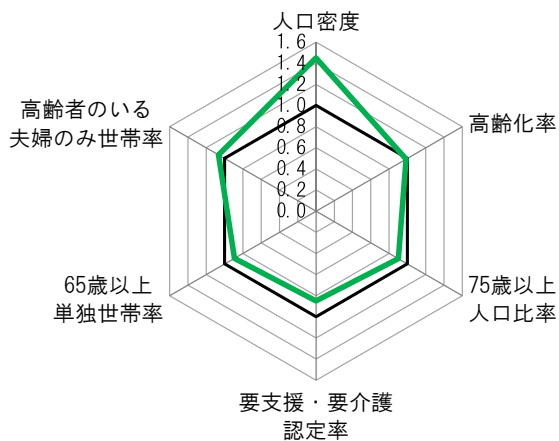
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	26,945 人	11	高齢化率	24.8%	15
65～74歳人口	12,448 人	10	75歳以上人口	14,496 人	13
65～74歳人口比率	11.5%	10	75歳以上人口比率	13.4%	17
要介護認定者数 ^{※1}	6,011 人	13	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,732 人	12
（認定率）	23.2%	21	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,571 人	12
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	7,384 世帯	13	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	4,915 世帯	11
（世帯率）	13.0%	16		8.6%	12

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③都島区の水準（大阪市＝1とした指数）



④都島区の高齢化の特徴

- 高齢化率は24.8%と市平均に近く15位。
- 65～74歳人口比率は11.5%で10位、75歳以上人口比率は13.4%で17位。
- 65歳以上単独世帯率は13.0%で16位と市平均よりやや低いが、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は8.6%で市平均よりやや高く12位。
- 認定率は23.2%と市平均よりやや低く21位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均に近く、比較的高齢化は進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2か所	連合町会数（R2国勢調査）	9 団体
総合相談窓口（ランチ）	3か所	民生委員・児童委員	128 人
老人クラブ数	35 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	61	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	17	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	15
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	1
通所介護	12	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション※2	9	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	7	介護予防型訪問サービス	57	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	5	生活介護型訪問サービス	49	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	27	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
特定施設入居者生活介護	6	短時間型通所サービス	17	複合型サービス	0
居宅介護支援	43	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	13 か所
在宅療養支援診療所	21 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	64 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■地域福祉コーディネート事業

高齢者をはじめとした地域住民のための身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターを区内各地域に配置している。地域住民からの多様な相談を関係機関につないだり、食事サービスやふれあい喫茶等に参加して参加者同士の顔の見える関係づくりに努めている。また、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業における、名簿整理や訪問等の支援を行っている。

■みやっこみんなで健康づくりのつどい（健康展）

医師会等の地域の各団体と共同して、健康づくりに関するブースの出展を行うイベントを年1回実施している。

3 福島区

1 福島区プロフィール

【特徴】

福島区は北に新淀川、南は堂島川・安治川に面し、大阪市の西北部に位置し、区内に九つの駅を有し、市内中心部や神戸方面への交通の要衝となっている。

1990年以降、区内各所に超高層マンションや大規模団地が建設された。福島駅周辺に商業地やオフィスビルが集積し、区の西部地域には、機械・金属製品工場が存在するが、近年は急速に宅地化が進んでいる。

大開2丁目は、パナソニック創立の地でもある。野田の藤見物は、その美しさから、600年前の南北朝時代に盛んであったが、時を経ても「のだふじ」は豊かな房が特徴で、平成7年に区の花に制定された。

2 福島区の日常生活圏域図



3 統計からみる福島区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	81,975 人	20	面積	4.67 km ²	22
人口密度	17,554 人/km ²	8	世帯数	45,333 世帯	20

②高齢化指標

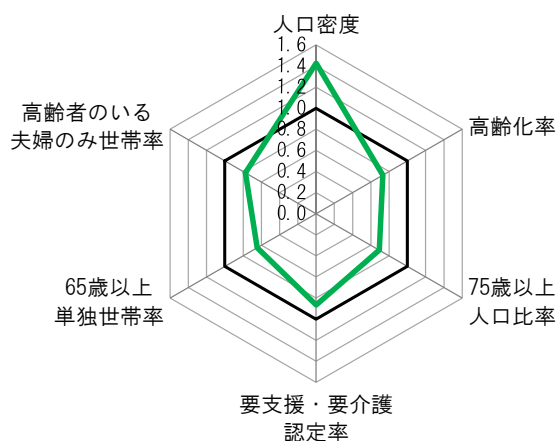
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	15,088 人	23	高齢化率	18.4%	20
65～74歳人口	6,671 人	23	75歳以上人口	8,416 人	23
65～74歳人口比率	8.1%	21	75歳以上人口比率	10.3%	20
要介護認定者数 ^{※1}	3,514 人	23	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	945 人	23
（認定率）	23.6%	20	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	872 人	23
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	3,987 世帯	24	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	2,668 世帯	23
（世帯率）	9.4%	21		6.3%	20

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③福島区の水準（大阪市＝1とした指数）



④福島区の高齢化の特徴

- 高齢化率は18.4%と市平均より低く20位。
- 65～74歳人口比率は8.1%で21位、75歳以上人口比率は10.3%で20位。
- 65歳以上単独世帯率は9.4%で21位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は6.3%で20位であり、ともに市平均より低い。
- 認定率は23.6%と市平均よりやや低く20位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より低く、高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（プランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	93 人
老人クラブ数	15 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	40	介護老人福祉施設	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	1	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	24	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	13
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	3
通所介護	8	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション※2	5	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	5
福祉用具貸与	9	介護予防型訪問サービス	34	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活型訪問サービス	30	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	1	介護型通所サービス	21	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	10		
居宅介護支援	32	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	15 か所
在宅療養支援診療所	14 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	52 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■健康講座の開催

保健福祉課（保健活動）において、介護予防や生活習慣病予防など区民の方が主体的に実践できるよう、区内の関係機関（医師会・歯科医師会・医療機関等）と連携し、区民ニーズの高い講座を開催している。

■地域の福祉活動サポート事業

区民の方が安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口を各地域のコミュニティーセンター等に設け地域福祉コーディネーターを配置し、福祉サービスへの橋渡しや住み慣れた地域での暮らしを支える仕組み作りを支援している。

■福島お助けネットワーク事業

日々の暮らしの中の軽微な困りごとに有償ボランティア活動を利用し住民どうしが支えあうシステムを通して地域での共助体制構築の推進を図っている。

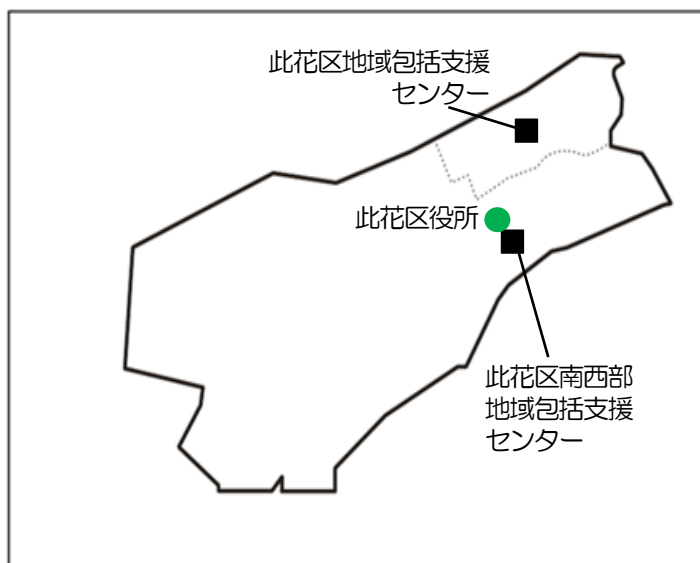
4 此花区

1 此花区プロフィール

【特徴】

此花区は、淀川河口の南部に位置し、面積は大阪市24区中第2位である。西は大阪湾に面し、北は淀川に南は安治川に接し、水利に恵まれ重化学工業を中心とする我が国の経済を支える臨海工業地帯として発展してきた。近年、産業構造の変化に伴い、工場の移転・集約や研究・開発部門への転換が図られている。西部臨海地域では平成13年3月に「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)」がオープンし、来訪者で賑わいをみせている。また、阪神高速道路淀川左岸線の建設と併せて、都市公園など水と緑を一体的に整備する「正蓮寺川総合整備事業」が進められ、正蓮寺川公園が一部開園するほか、阪神なんば線が開通するなど、水辺環境や交通網の整備などにより、住・食・遊バランスのとれた区として発展していくことが期待されている。

2 此花区の日常生活圏域図



3 統計からみる此花区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	64,050 人	23	面積	19,30 km ²	2
人口密度	3,319 人/km ²	24	世帯数	32,661 世帯	23

②高齢化指標

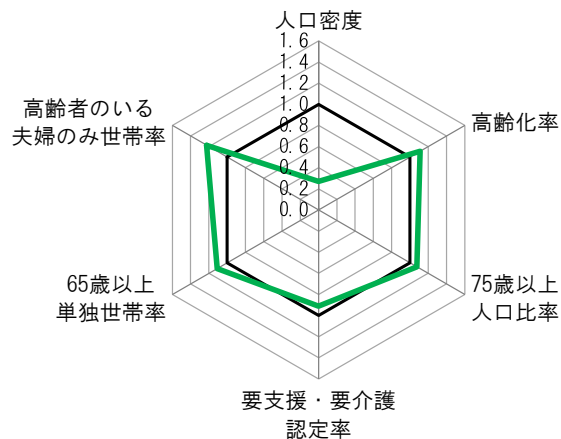
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	17,962 人	19	高齢化率	28.0%	9
65～74歳人口	7,715 人	22	75歳以上人口	10,248 人	19
65～74歳人口比率	12.0%	6	75歳以上人口比率	16.0%	10
要介護認定者数 ^{※1} (認定率)	4,364 人 24.8%	19 16	在宅の認知症高齢者数(65歳以上) ^{※2}	941 人	24
			在宅の認知症高齢者数(75歳以上) ^{※2}	863 人	24
65歳以上単独世帯数 ^{※3} (世帯率)	5,202 世帯 16.1%	21 9	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} (世帯率)	3,206 世帯 9.9%	19 7

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③此花区の水準（大阪市＝1とした指数）



④此花区の高齢化の特徴

- 高齢化率は28.0%と市平均より高く9位。
- 65～74歳人口比率は12.0%で6位、75歳以上人口比率は16.0%で10位。
- 65歳以上単独世帯率は16.1%で9位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は9.9%で7位であり、ともに市平均よりも高い。
- 認定率は24.8%と市平均よりやや低く16位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均を上回っており、若干高齢化が進んでいる区域であるが、認定率は市平均を下回っている。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（R2国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ブランチ）	1 か所	民生委員・児童委員	114 人
老人クラブ数	12 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	28	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	11	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	7
訪問リハビリテーション※1	0	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	0
通所介護	9	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション※2	4	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	5	介護予防型訪問サービス	26	地域密着型特定施設	1
短期入所生活介護	5	生活介護型訪問サービス	26	入居者生活介護	
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	13	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
特定施設入居者生活介護	3	短期型通所サービス	6	複合型サービス	0
居宅介護支援	20	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	10 か所
在宅療養支援診療所	18 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	28 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■このはな地域見守りタイ事業

区民ひとりひとりが元気で笑顔があふれ、輪になって、命が輝き続けるまちの実現に向け、地域のボランティアの協力を得て高齢者等の見守り活動を実施している。

■此花区高齢者食事サービス事業

区内に居住するひとり暮らし高齢者やねたき高齢者等を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の世話をし、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的に食事サービス事業を実施している。

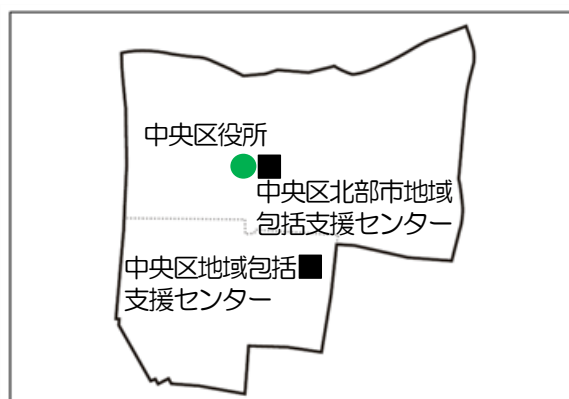
5 中央区

1 中央区プロフィール

【特徴】

中央区は、市街地の形成としては、わが国初の都市である難波宮から、近世の大坂城築城を経て今日に至る長い歴史をもつ。証券、薬、卸商などの経済活動が活発に展開され、商店街、百貨店、飲食店街では賑いを見せるとともに、区内各所には著名人にまつわる由緒ある寺社や歴史的遺物なども数多く存在し、文楽や能楽、上方芸能といった伝統文化が息づくなど、大阪を代表する経済・文化の中心地となっている。一方、都心部でありながら地域の活動も活発で、昔ながらのコミュニティが育まれている。

2 中央区の日常生活圏図



3 統計からみる中央区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	113,954 人	10	面積	8.87 km ²	11
人口密度	12,847 人/km ²	18	世帯数	75,007 世帯	7

②高齢化指標

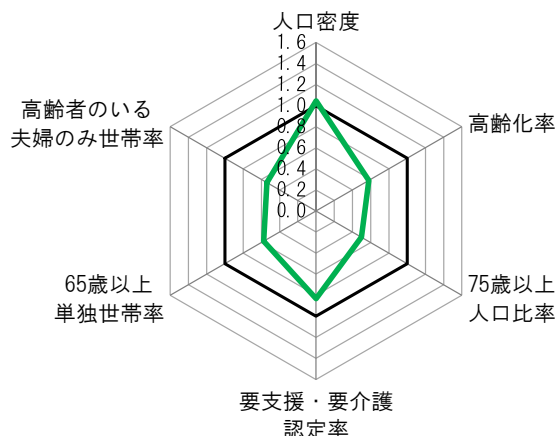
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,647 人	21	高齢化率	14.6%	24
65～74歳人口	8,215 人	18	75歳以上人口	8,432 人	22
65～74歳人口比率	7.2%	24	75歳以上人口比率	7.4%	24
要介護認定者数 ^{※1}	3,853 人	20	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,120 人	19
（認定率）	22.7%	22	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,033 人	18
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	5,588 世帯	20	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	2,922 世帯	21
（世帯率）	8.3%	23	み世帯数 ^{※3} （世帯率）	4.4%	23

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③中央区の水準（大阪市＝1とした指数）



④中央区の高齢化の特徴

- 高齢化率は14.6%と非常に低く24位。
- 65～74歳人口比率は7.2%、75歳以上人口比率は7.4%で、ともに24位。
- 65歳以上単独世帯率は8.3%。65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は4.4%で、ともに非常に低く23位。
- 認定率は22.7%と市平均よりも低く22位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均に比べて非常に低く、市内で高齢化が最も進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	25 団体
総合相談窓口（プランチ）	0 か所	民生委員・児童委員	113 人
老人クラブ数	18 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	42	介護老人福祉施設	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	1	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	30	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	6
訪問リハビリテーション※1	0	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	3	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション※2	3	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	34	介護予防型訪問サービス	39	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活型訪問サービス	31	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	1	介護予防型通所サービス	8	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2	短時間型通所サービス	4		
居宅介護支援	31	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	24 か所
在宅療養支援診療所	44 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	111 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■地域福祉見守り活動事業

中央区では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、区内を17か所に分け地域福祉コーディネーターを配置し、各種の相談に応じるとともに、要援護者に対して必要に応じて見守り活動を行っている。

■中央区地域ケア研究集会

中央区では、地域包括ケアの推進に向けて、医師会が中心となり、医療・介護に関わる多職種の方々が参加する中央区地域ケア研究集会を年1回開催している。この研究集会で多職種の方々がお互い顔の見える関係づくりに務めることによって、医療・介護の連携に繋げている。

■いきいき百歳体操

中央区では、住民主体の通いの場である「いきいき百歳体操」を24グループで実施し、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組んでいる。

6 西区

1 西区プロフィール

【特徴】

西区は、区の中央部を流れる木津川を境に、東部は商業地域とともに高層住宅、西部は高い技術力をもったものづくり企業が集積し、大型ショッピングモールや商店街がある。東西南北に通じる幹線道路網があり、地下鉄・私鉄など区内を縦横に通じ交通至便である。都心の憩いの場としての鞆公園をはじめ大小30か所の公園、市立中央図書館、鞆テニスセンターなどの文化教育施設やスポーツ施設が充実している。良好な居住環境や交通の至便性が高く評価され、近年マンションの建設が相次ぎ、人口は増加の一途をたどっている。都心部にありながらも、様々な地域団体を中心に夏祭りや餅つき大会、防災、防犯活動、こども・高齢者の見守りなど地域活動も盛んである。

2 西区の日常生活圏域図



3 統計からみる西区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	110,780 人	13	面積	5.21 km ²	20
人口密度	21,263 人/km ²	1	世帯数	69,264 世帯	9

②高齢化指標

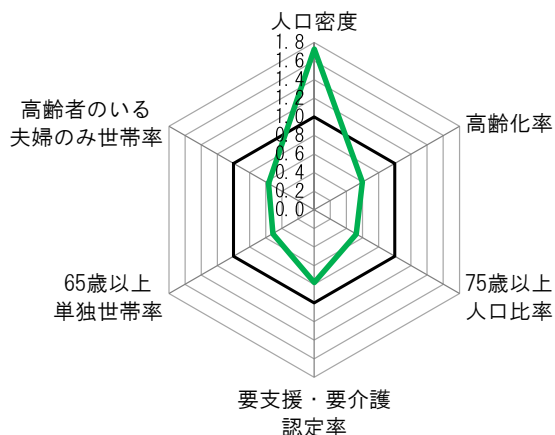
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,610 人	22	高齢化率	15.0%	23
65～74歳人口	8,039 人	20	75歳以上人口	8,572 人	21
65～74歳人口比率	7.3%	23	75歳以上人口比率	7.7%	23
要介護認定者数※1	3,464 人	24	在宅の認知症高齢者数（65歳以上）※2	1,025 人	21
（認定率）	21.2%	24	在宅の認知症高齢者数（75歳以上）※2	917 人	21
65歳以上単独世帯数※3	4,761 世帯	22	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3（世帯率）	2,930 世帯	20
（世帯率）	7.5%	24		4.6%	22

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③西区の水準（大阪市＝1とした指数）



④西区の高齢化の特徴

- 高齢化率は15.0%と非常に低く市内23位。
- 65～74歳人口比率は7.3%、75歳以上人口比率は7.7%で、ともに23位。
- 65歳以上単独世帯率は7.5%で24位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は4.6%で22位であり、ともに市平均に比べ非常に低い。
- 認定率は21.2%と市平均よりも低く24位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均に比べて非常に低く、市内でも高齢化が2番目に進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	15 団体
総合相談窓口（プランチ）	1 か所	民生委員・児童委員	124 人
老人クラブ数	15 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	36	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	18	介護療養型医療施設	2	地域密着型通所介護	4
訪問リハビリテーション※1	0	介護医療院	1	認知症対応型通所介護	3
通所介護	4	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	0
通所リハビリテーション※2	4	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	3
福祉用具貸与	21	介護予防型訪問サービス	34	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	3	生活型訪問サービス	33	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	8	地域密着型介護老人福祉	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	7	施設入居者生活介護	0
居宅介護支援	29	選択型通所サービス	2	複合型サービス	0

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	18 か所
在宅療養支援診療所	12 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	66 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■区地域福祉見守り活動応援事業

地域における見守り活動の支援として、高齢者・障がい者等の孤立を防ぎ、地域とのつながりをつくっていくために、見守りコーディネーターを区内の全14地域に配置し、支援を必要とする人への福祉情報提供や相談対応、関係機関との連携を行っている。また、区内で地域住民が主体となった見守り活動組織を継続して運営するための支援を行っている。

■マンションコミュニティづくりプロジェクトにおける百歳体操の立ち上げ支援

西区は、全世帯の約9割がマンション居住という特徴があり、安心・安全で暮らし続けるために、防災講座や子育てサークルの開催、いきいき百歳体操などの事業を実施し、マンションコミュニティづくりを支援している。

高齢者の介護予防の取組と「いきいき百歳体操」を活用したコミュニティ（通いの場）づくりの支援を行っている。

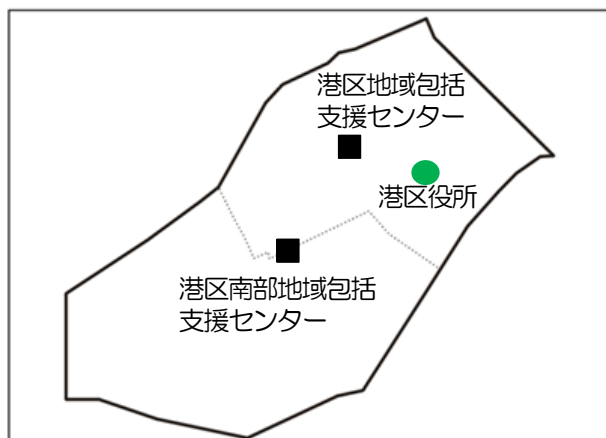
7 港区

1 港区プロフィール

【特徴】

港区は安治川と尻無川にはさまれた水運にめぐまれた地域であり、さらに明治36（1903）年、築港大棧橋の完成と市電の開業により、大阪の海の玄関口として大きく発展してきた。近年、港湾機能の中心は天保山から南港などに移ったが、西部の築港・天保山エリアは「海遊館」をはじめとする集客施設が集積するとともに、東部の弁天町は交通の結節点として文化・商業などの機能が集積するなど、にぎわいの拠点づくりが進んできた。また、中央部は「Asue アリーナ大阪（大阪市中央体育館）」「Asue 大阪プール」が建つ、国際的スポーツの一大拠点となっている。

2 港区の日常生活圏域図



3 統計からみる港区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	79,656 人	22	面積	7.86 km ²	15
人口密度	10,134 人/km ²	20	世帯数	43,591 世帯	22

②高齢化指標

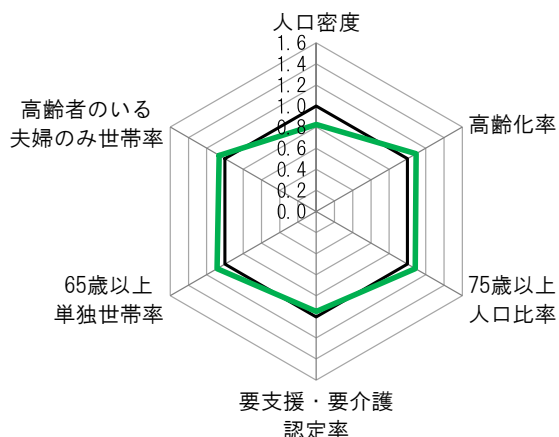
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	21,990 人	16	高齢化率	27.6%	10
65～74歳人口	9,163 人	16	75歳以上人口	12,826 人	16
65～74歳人口比率	11.5%	9	75歳以上人口比率	16.1%	9
要介護認定者数※1	5,512 人	17	在宅の認知症高齢者数（65歳以上）※2	1,353 人	17
（認定率）	25.9%	13	在宅の認知症高齢者数（75歳以上）※2	1,215 人	17
65歳以上単独世帯数※3	6,715 世帯	15	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3（世帯率）	3,663 世帯	16
（世帯率）	15.8%	10		8.6%	14

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③港区の水準（大阪市＝1とした指数）



④港区の高齢化の特徴

- 高齢化率は27.6%と市平均よりやや高く10位。
- 65～74歳人口比率は11.5%で9位、75歳以上人口比率は16.1%で9位。
- 65歳以上単独世帯率は15.8%で10位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は8.6%で14位であり、ともに市平均に近い。
- 認定率25.9%と市平均に近く13位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均に近いが、若干高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（プランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	140 人
老人クラブ数	11 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	12	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	16
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	14	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション※2	12	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	5	介護予防型訪問サービス	41	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	5	生活型訪問サービス	36	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	30	地域密着型介護老人福祉	0
特定施設入居者生活介護	5	短時間型通所サービス	22	施設入居者生活介護	0
居宅介護支援	33	選択型通所サービス	0	複合型サービス	0

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	8 か所
在宅療養支援診療所	16 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	39 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」サポーター交流会の開催

住民主体の介護予防活動として各地域で行っている「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の活動拠点で、サポーターとして活動している方々が活動状況の情報を共有・交換する等、地域を越えて交流できる機会を設定し、高齢者にとって楽しく参加できる場として継続運営ができるよう支援している。

■健康月間の取組

区民の健康の保持・増進を目的として、生活習慣の改善、健康づくりの実践を促進するため、11月を区民健康月間と定め区内企業、関係団体や関係機関の参画を得て、協働して「港区健康フェスタ」をはじめとする取組を進め、健康づくりへの動機づけの機会を提供するとともに区民が主体的に健康づくり、介護予防に取り組めるよう、運動や健康づくりの知識の普及、啓発を図っている。

8 大正区

1 大正区プロフィール

【特徴】

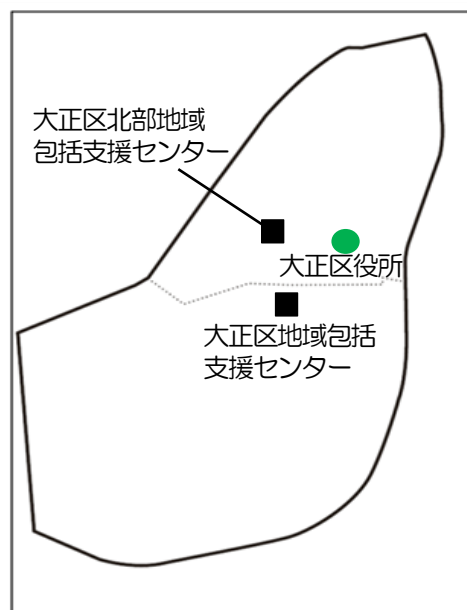
大正区は市の南西部に位置して大阪湾に面し、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれ、臨海工業地帯として発展してきた。

区の北側に JR 環状線と大阪メトロ長堀鶴見緑地線「大正駅」があり、都心へのアクセスも充実し、区内及び近隣への移動は、大阪シティバスが路線・本数ともに充実しており、市内唯一の急行バス路線も運行するなど区民の足として機能している。

隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」「なみはや大橋」、区内連絡橋として大正内港に架かる「千歳橋」があり、スムーズな交通の循環が図られている。

令和4年に「ふね遺産」として認定された市内8か所の渡船のうち、7か所が大正区に現存しており、これらは「動く橋」として運航され、区民に愛され、親しまれている。

2 大正区の日常生活圏域図



3 統計からみる大正区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	59,465 人	24	面積	9.43 km ²	9
人口密度	6,306 人/km ²	22	世帯数	29,687 世帯	24

②高齢化指標

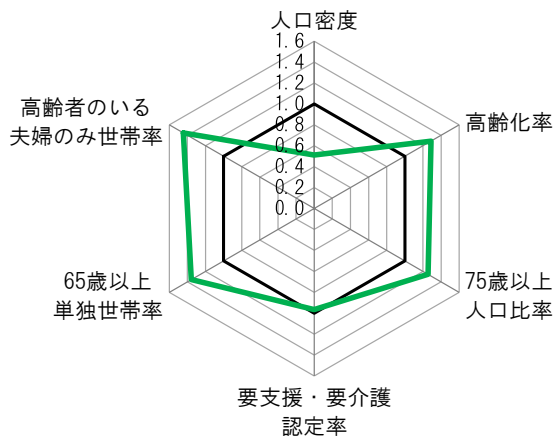
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	19,302 人	18	高齢化率	32.5%	2
65～74歳人口	8,206 人	19	75歳以上人口	11,095 人	18
65～74歳人口比率	13.8%	3	75歳以上人口比率	18.7%	3
要介護認定者数 ^{※1}	5,134 人	18	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,122 人	18
（認定率）	26.3%	11	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,009 人	19
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	5,877 世帯	19	65歳以上高齢者のいる夫婦の	3,493 世帯	18
（世帯率）	19.7%	2	み世帯数 ^{※3} （世帯率）	11.7%	2

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③大正区の水準（大阪市＝1とした指数）



④大正区の高齢化の特徴

- 高齢化率は32.5%と市平均より高く2位。
- 65～74歳人口比率は13.8%で3位、75歳以上人口比率は18.7%で3位。
- 65歳以上単独世帯率は19.7%で2位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は11.7%で2位であり、ともに市平均より非常に高い。
- 認定率は26.3%と市平均に近く11位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均に比べ非常に高く高齢化が進んでいる区域であるが、要介護認定率は市平均に近い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（R2国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（プランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	108 人
老人クラブ数	9 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	46	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	7	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	18
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	1
通所介護	9	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション※2	10	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	8
福祉用具貸与	8	介護予防型居宅サービス	45	地域密着型特定施設	1
短期入所生活介護	5	生活型居宅サービス	38	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	27	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	14	複合型サービス	0
居宅介護支援	28	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	6 か所
在宅療養支援診療所	17 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	35 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■いきいき百歳体操の推進

高齢者の介護予防に効果的である「いきいき百歳体操」の普及啓発の取組、各地域拠点での同体操の指導・助言に加え、「いきいき百歳体操サポーター」を育成し、サポーターの交流会を開催し、効果的に普及啓発できるよう体制を整備している。

■地域見守り体制づくり推進事業

地域における日頃の見守り体制の構築に向け、各地域に「見守り推進員」を配置し、地域における活動のコーディネートや各種サポートを行うと共に、要援護者と地域団体との円滑なつながりを行う。そのために「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と連携し、要援護者情報の整備や管理、要援護者の把握・発見・情報の収集に努める。

9 天王寺区

1 天王寺区プロフィール

【特徴】

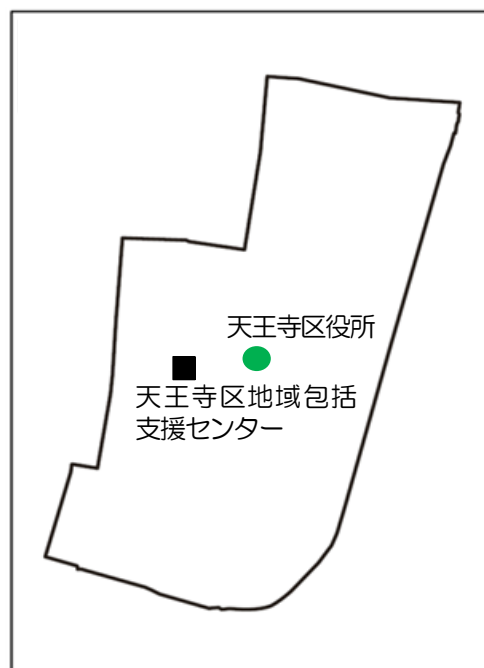
天王寺区は大阪市のほぼ中央に位置し、地勢は西高東低で南北にのびる帯状の上町丘陵と呼ばれる台地にある。

区内には、わが国最初の大伽藍で、聖徳太子の創建(593年)による四天王寺をはじめ約200の社寺があるほか、さまざまな名所旧跡が多く、歴史と伝統の息づく町である。

また、天王寺公園をはじめ緑豊かな公園が多く、大学から幼稚園まで70に近い校園を有し、美術館・動物園などの文化施設にも恵まれた文教の町でもある。

天王寺ターミナルは、JRを中心として地下鉄、私鉄等の各線が集結しており付近の百貨店、商店街、地下街等の商業活動も盛んで、大阪でも有数の繁華街を形成している。

2 天王寺区の日常生活圏域図



3 統計からみる天王寺区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	85,291 人	19	面積	4.84 km ²	21
人口密度	17,622 人/km ²	7	世帯数	44,688 世帯	21

②高齢化指標

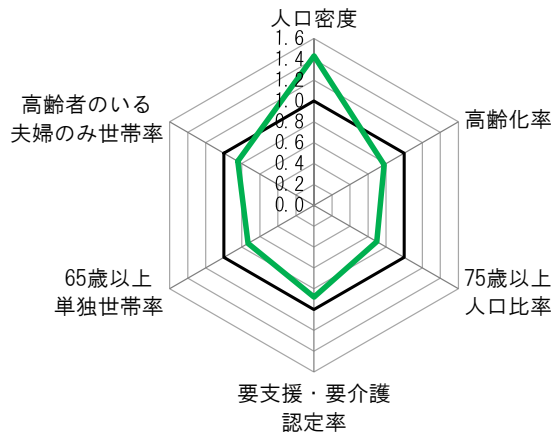
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,681 人	20	高齢化率	19.6%	19
65～74歳人口	7,862 人	21	75歳以上人口	8,818 人	20
65～74歳人口比率	9.2%	19	75歳以上人口比率	10.3%	19
要介護認定者数 ^{※1}	3,836 人	21	在宅の認知症高齢者数(65歳以上) ^{※2}	1,003 人	22
(認定率)	24.0%	19	在宅の認知症高齢者数(75歳以上) ^{※2}	916 人	22
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	4,468 世帯	23	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} (世帯率)	2,883 世帯	22
(世帯率)	10.6%	20		6.8%	18

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③天王寺区の水準（大阪市＝1とした指数）



④天王寺区の高齢化の特徴

- 高齢化率は19.6%と市平均より低く19位。
- 65～74歳人口比率は9.2%で19位、75歳以上人口比率は10.3%で19位。
- 65歳以上単独世帯率は10.6%で20位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は6.8%で18位であり、ともに市平均より低い。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より低く、高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（R2国勢調査）	9 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	96 人
老人クラブ数	10 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	34	介護療養型医療施設	1	地域密着型通所介護	10
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	8	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション※2	8	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	8	介護予防型訪問サービス	40	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活型訪問サービス	34	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	16	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	9		
居宅介護支援	26	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	11 か所
在宅療養支援診療所	22 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	68 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■高齢者等見守り支援事業

75歳以上の独居世帯、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯（介護サービス利用世帯・生活保護受給世帯などを除く）でボランティア等による定期的な訪問について同意した方に対し、地域の事情に応じて月1回程度見守り訪問を行う。また、地域福祉コーディネーターを配置し、福祉の情報提供や相談対応を行う場を地域に作り高齢者等の孤立を防ぐ。

■安心安全カード周知・啓発事業

自分自身の情報（緊急連絡先、通院中や入院歴のある医療機関、いつも飲んでいる薬など）を記入しておくことにより、「いざ」というときに自分自身の安全を守るとともに、地域での助け合いの輪を広げることに役に立つカードを区民に対して広く周知・啓発を行う。

10 浪速区

1 浪速区プロフィール

【特徴】

浪速区は大阪市のほぼ中央に位置し、堺、和泉、和歌山、神戸、奈良方面への交通路にあたるなど立地条件に恵まれ、古くから中小商工業地域として発達してきた。長い歴史をもつ「大阪本津卸売市場」、「でんでんタウン」などの商業地域もあり、大阪のシンボル「通天閣」・「ジャンジャン横丁」がある新世界など、庶民の町として親しまれている。一方、関西国際空港や地方都市をつなぐ交通拠点と商業機能を持つ「湊町リバープレイス」、都会のオアシスとしての魅力を備えた「なんばパークス」など、賑わいを見せている。今宮戎神社など由緒ある神社仏閣も数多くあり、文化教育スポーツ施設も充実し、国際化・情報化に向けた新しい魅力ある街として飛躍をめざしている。

2 浪速区の日常生活圏域図



3 統計からみる浪速区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	81,855 人	21	面積	4.39 km ²	24
人口密度	18,646 人/km ²	5	世帯数	59,879 世帯	13

②高齢化指標

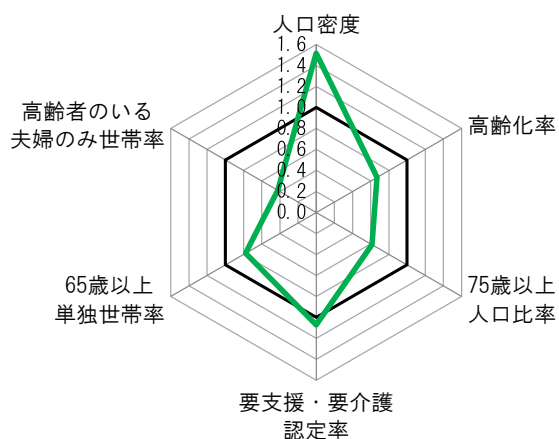
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	13,838 人	24	高齢化率	16.9%	22
65～74歳人口	6,374 人	24	75歳以上人口	7,464 人	24
65～74歳人口比率	7.8%	22	75歳以上人口比率	9.1%	22
要介護認定者数 ^{※1}	3,606 人	22	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,089 人	20
（認定率）	29.2%	6	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	922 人	20
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	6,014 世帯	17	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	1,819 世帯	24
（世帯率）	11.3%	19		3.4%	24

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③浪速区の水準（大阪市＝1とした指数）



④浪速区の高齢化の特徴

- 高齢化率は16.9%と市平均より低く22位。
- 65～74歳人口比率は7.8%で22位、75歳以上人口比率は9.1%で22位。
- 65歳以上単独世帯率は11.3%で市平均より低く19位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は3.4%で市平均に比べ非常に低く24位。
- 認定率は29.2%と市平均よりやや高く6位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均を下回っており、高齢化が進んでいない区域であるが、認定率は市平均を上回っている。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（プランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	118 人
老人クラブ数	15 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	81	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	21	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	11
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	1
通所介護	12	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	0
通所リハビリテーション※2	4	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	6
福祉用具貸与	13	介護予防型訪問サービス	72	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5	生活支援型訪問サービス	63	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	22	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	13		
居宅介護支援	34	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	11 か所
在宅療養支援診療所	18 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	37 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■医療・介護連携システム（A ケアカード）の構築

浪速区在宅連携協議会が進めるA ケアカードシステムは、医療と介護現場の多職種（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー）で保有している患者（利用者）の情報を相互に共有するシステムで、平成28年11月に運用開始した。ICT を活用し、各現場の端末機器で最新の医療・介護情報を確認することにより、利用者に最も適した医療・介護サービスを速やかに提供する。国が推進する「地域包括ケアシステム」の多種職連携のひとつとして、将来的に多様な支援の一体化を目指すものである。普及・利用の促進のため、浪速区が協力団体となって、広報面での支援を行っている。具体的には、区広報誌への定期的な記事の掲載と在宅医療・介護連携推進事業の一環としてリーフレット等の作成を行っている。また、協力団体として、浪速区在宅連携協議会の定例会へ傍聴者として出席し、また参加団体間のメーリングリストに加入することにより、状況の把握と連携に努めている。

- ・浪速区在宅連携協議会の参加団体
浪速区医師会・浪速区歯科医師会・浪速区薬剤師会・浪速区内訪問看護ステーション
浪速区介護事業所機構

11 西淀川区

1 西淀川区プロフィール

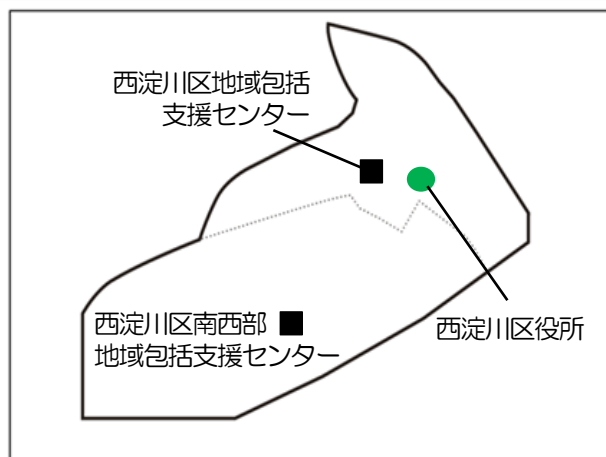
【特徴】

西淀川区は明治・大正・昭和の初期にかけ、水運の発達や鉄道・道路・橋梁などの急速な整備に伴い、紡績・機械・金属・鉄鋼・化学といった近代工業が集中し大工業地帯を形成した。

しかし、これらの工業地帯は一方では大気汚染の発生源となり、当区に深刻な公害問題を生じさせたが、いち早く発生源対策を鋭意推進してきた結果、一定の成果をあげた。

また、河川汚濁のはげしかった大野川・中島大水道も市民生活の環境改善を図るため、緑あふれる緑陰道路として再生され、広く区民の憩いの場・健康づくりの場として活用されている。

2 西淀川区の日常生活圏域図



3 統計からみる西淀川区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	95,865 人	16	面積	14.21 km ²	4
人口密度	6,746 人/km ²	21	世帯数	48,677 世帯	17

②高齢化指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	24,702 人	15	高齢化率	25.8%	11
65～74歳人口	10,795 人	13	75歳以上人口	13,907 人	14
65～74歳人口比率	11.3%	11	75歳以上人口比率	14.5%	13
要介護認定者数※1 (認定率)	5,890 人 24.1%	14 18	在宅の認知症高齢者数(65歳以上)※2	1,594 人	15
65歳以上単独世帯数※3 (世帯率)	6,722 世帯 14.5%	14 13	在宅の認知症高齢者数(75歳以上)※2	1,431 人	15
			65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3(世帯率)	4,441 世帯 9.6%	13 9

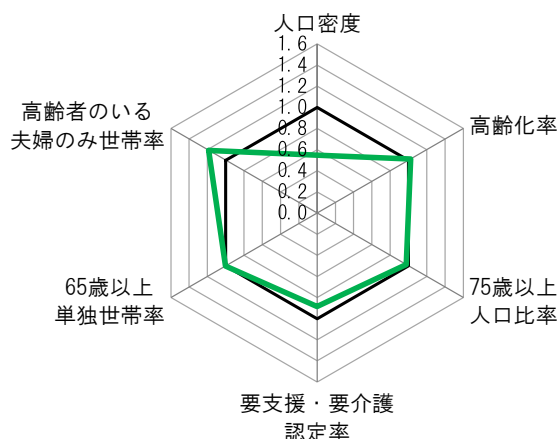
※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③西淀川区の水準（大阪市＝1とした指数）

④西淀川区の高齢化の特徴



- 高齢化率は25.8%と市平均に近く11位。
- 65～74歳人口比率は11.3%で11位、75歳以上人口比率は14.5%で13位。
- 65歳以上単独世帯率は14.5%で市平均に近く13位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は9.6%で市平均より高く9位。
- 認定率は24.1%と市平均よりやや低く18位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、高齢者のいる夫婦のみの世帯率がやや高い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2か所	連合町会数（R2国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（プランチ）	2か所	民生委員・児童委員	137 人
老人クラブ数	12 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	49	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	5	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	17	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	19
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	3
通所介護	13	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション※2	8	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	9
福祉用具貸与	9	介護予防型訪問サービス	45	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	9	生活型訪問サービス	40	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	2
短期入所療養介護	5	介護予防型通所サービス	28	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	5	短時間型通所サービス	13		
居宅介護支援	34	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	5 か所
在宅療養支援診療所	23 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	41 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

- 地域における要援護者を見守る「見守りネット倶楽部」事業
区独自に「地域福祉活動支援コーディネーター」を各地域に配置し、同意を得た要援護者の名簿を整理し、見守りサポーターが日常的・定期的な見守り活動を行っている。
- 区内関係者会議の開催（西淀川区支え合う安心安全連絡会）
警察、消防署、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に連絡会を開催し、連携・協力をし、区内の高齢者等の支援を行っている。

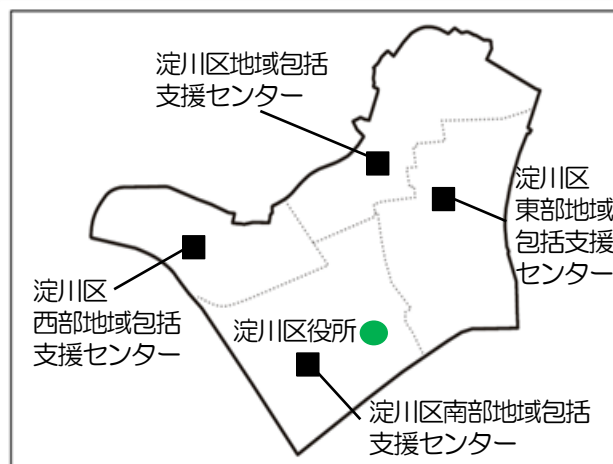
12 淀川区

1 淀川区プロフィール

【特徴】

淀川区は市内北部を貫流する淀川の北岸に位置し、東は東淀川区、西は西淀川区、南は北区、北は吹田、豊中、尼崎の3市にそれぞれ隣接している。古くから、交通の要衝として栄え、新大阪駅の設置、Osaka Metro 御堂筋線の延伸により、また、大規模な区画整理による近代的な都市づくりが進められたことにより、めざましく発展してきた。近年では都心へのアクセスとなるJR 東西線が開通し、加島駅が設置されるなど鉄道整備も進んできた。区内の産業は、卸・小売業、飲食店を中心とする商業活動が主であるが、機械器具製造業、金属製品製造業を中心とする工業活動も盛んであり、商・工業活動とも常に本市の上位を占めており、将来性豊かな、活気と魅力にあふれた区である。

2 淀川区の日常生活圏域図



3 統計からみる淀川区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	185,709 人	2	面積	12.64 km ²	6
人口密度	14,692 人/km ²	11	世帯数	108,677 世帯	1

②高齢化指標

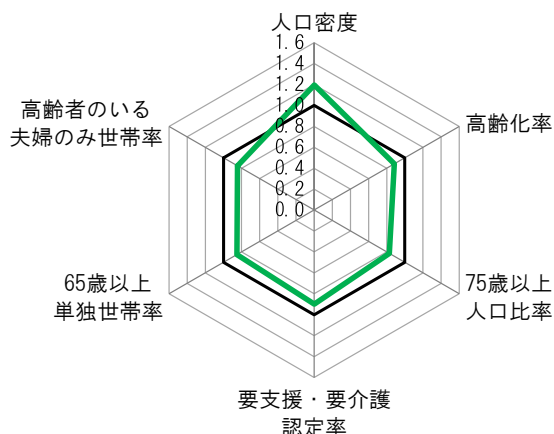
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	41,433 人	5	高齢化率	22.3%	18
65～74歳人口	18,529 人	3	75歳以上人口	22,904 人	6
65～74歳人口比率	10.0%	17	75歳以上人口比率	12.3%	18
要介護認定者数※1 (認定率)	10,020 人 24.5%	8 17	在宅の認知症高齢者数(65歳以上)※2	2,510 人	6
65歳以上単独世帯数※3 (世帯率)	12,886 世帯 12.4%	5 18	在宅の認知症高齢者数(75歳以上)※2	2,279 人	6
			65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3(世帯率)	7,135 世帯 6.8%	5 17

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③淀川区の水準（大阪市＝1とした指数）



④淀川区の高齢化の特徴

- 高齢化率は22.3%と市平均よりやや低く18位。
- 65～74歳人口比率は10.0%で17位、75歳以上人口比率は12.3%で18位。
- 65歳以上単独世帯率は12.4%で18位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は6.8%で17位であり、ともに市平均よりやや低い。
- 認定率は24.5%と市平均よりやや低く17位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均よりやや低く、高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4か所	連合町会数（R2国勢調査）	18 団体
総合相談窓口（プランチ）	3か所	民生委員・児童委員	222 人
老人クラブ数	18 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	109	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	4	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	39	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	32
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	5
通所介護	25	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション※2	14	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	13
福祉用具貸与	24	介護予防型訪問サービス	99	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1
短期入所生活介護	9	生活型訪問サービス	91	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	55	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	11	短時間型通所サービス	31		
居宅介護支援	79	選択型通所サービス	2		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	21 か所
在宅療養支援診療所	35 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	93 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■地域見守り活動サポート事業

平成29年度から、淀川区社協内の見守り相談室に、4つの地域包括圏域ごとに担当するコミュニティソーシャルワーカーを増員し、18地域の見守り支援員等の協力のもと、毎年各地域でワークショップを開催するなど、連携しながら地域における要援護者の見守り体制構築に取り組んでいる。

■イベントや広報誌などによる介護予防普及・啓発

健康&食育フェスタ等のイベントでの普及啓発。広報誌に「フレイル予防」をテーマとした記事を掲載するほか、啓発リーフレットの作成・配布により、介護予防・フレイル予防の啓発を実施している。

■いきいき百歳体操

区内の百歳体操の各地域での開催状況を把握し、周知用リーフレットに掲載している。

13 東淀川区

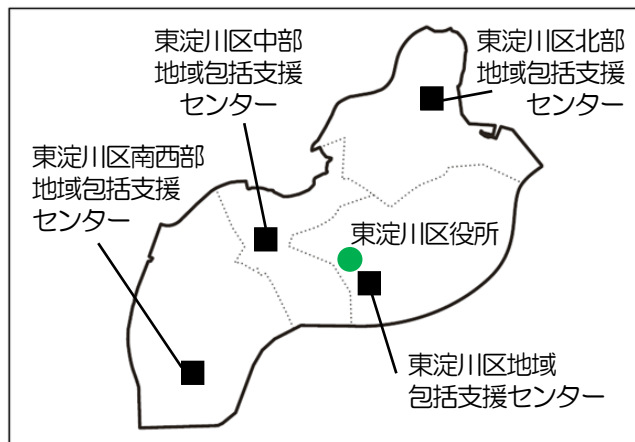
1 東淀川区プロフィール

【特徴】

東淀川区は大阪市の最北端に位置し、淀川・神崎川・安威川の大きな河川に囲まれ、吹田・摂津・守口の3市に隣接している。かつての農村地帯から、現在では市内で人口が3番目に多い区へと発展し、令和7年4月には区創設100周年を迎える。

平成18年に「Osaka Metro 今里筋線」が、令和元年度に JR おおさか東線が開業した。また、阪急電鉄淡路駅周辺で連続立体交差事業（2028年度完成予定）が実施されており、幹線道路や駅前の整備が進められ、大きくまちの姿が変わっていくところである。

2 東淀川区の日常生活圏域図



3 統計からみる東淀川区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	176,134 人	3	面積	13.27 km ²	5
人口密度	13,273 人/km ²	16	世帯数	102,012 世帯	2

②高齢化指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	43,934 人	2	高齢化率	24.9%	14
65～74歳人口	18,606 人	2	75歳以上人口	25,327 人	3
65～74歳人口比率	10.6%	16	75歳以上人口比率	14.4%	14
要介護認定者数 ^{※1}	11,680 人	4	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	3,565 人	3
（認定率）	27.8%	8	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	3,145 人	3
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	13,567 世帯	3	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	7,378 世帯	4
（世帯率）	13.6%	14		7.4%	16

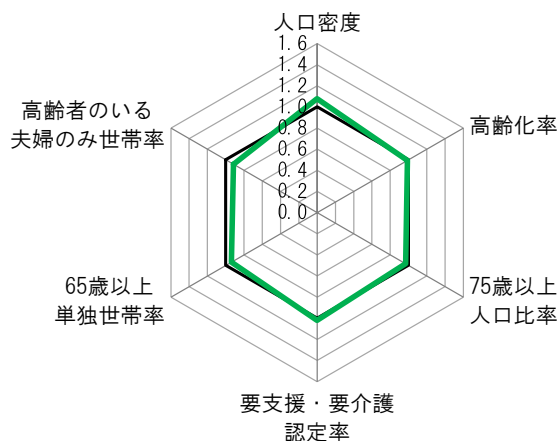
※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③東淀川区の水準（大阪市＝1とした指数）

④東淀川区の高齢化の特徴



- 高齢化率は24.9%と市平均に近く19位。
- 65～74歳人口比率は10.6%で16位、75歳以上人口比率は14.4%で14位。
- 65歳以上単独世帯率は13.6%で14位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は7.4%で16位であり、ともに市平均に近い。
- 認定率は27.8%と市平均に近く8位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	17 団体
総合相談窓口（プランチ）	5 か所	民生委員・児童委員	230 人
老人クラブ数	71 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	141	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	41	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	48
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	29	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	5
通所リハビリテーション※2	14	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	17
福祉用具貸与	16	介護予防型訪問サービス	126	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	11	生活型訪問サービス	108	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	4	介護予防型通所サービス	72	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	10	短時間型通所サービス	37		
居宅介護支援	81	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	17 か所
在宅療養支援診療所	26 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	78 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■わくわくいきいき百歳体操

百歳体操の場を地域住民同士や関係機関、行政が「つながり・つながる」をキーワードとした場として再構築。平成30年度にモデル的に4か所でスタートし、令和4年度末には実施場所が22か所に増加している。百歳体操の前後どちらかに30分間サポートメニューの提供をしている。サポートメニューは3師会をはじめ、医療や介護の専門家、大学や企業、地域包括支援センター、行政等様々な関係機関の協力のもと、脳トレや認知症予防に関するもの、腰痛や肩こり予防体操、介護保険や終末期の話等、多岐に渡っている。

■東淀川区ライフステーション事業

区内に2か所の見守りの拠点となるライフステーションを設置し、日常的な生活相談や専門相談、見守りキーホルダー事業などを実施している。

14 東成区

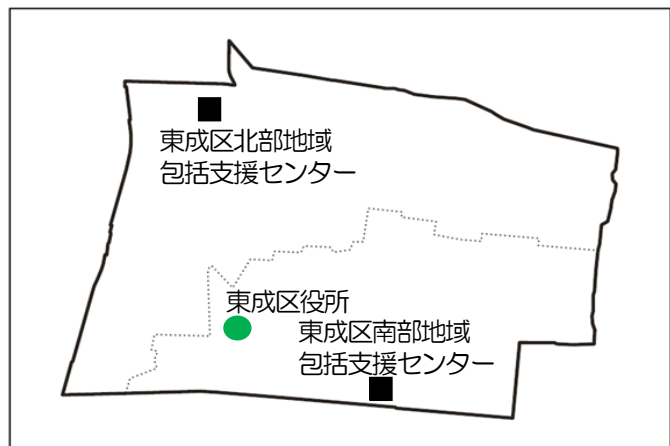
1 東成区プロフィール

【特徴】

東成区は市の東部に位置し、北は城東区、東は東大阪市、南は生野区、西は中央区、天王寺区と接している。主要道路が集まる今里交差点は、当区のほぼ中心に位置し、区役所をはじめ、官公署、各種金融機関が数多く集まり、区の発展の拠点となっている。交通機関は、東西に地下鉄2本、南北に地下鉄1本、バス（今里ライナーを含む）も区内9路線、その他JR環状線、近鉄線があり、区民の重要な交通手段となっている。

日本有数のモノづくり企業が集積する東大阪市と隣接し、区内東部を中心に「モノづくり」企業（製造業）が多いことは区の特徴となっている。歴史や文化を感じる地域資源も多く、地域でのつながりづくりを育む地域行事なども活発に開催されている。

2 東成区の日常生活圏域図



3 統計からみる東成区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	85,871 人	18	面積	4.54 km ²	23
人口密度	18,914 人/km ²	3	世帯数	48,013 世帯	18

②高齢化指標

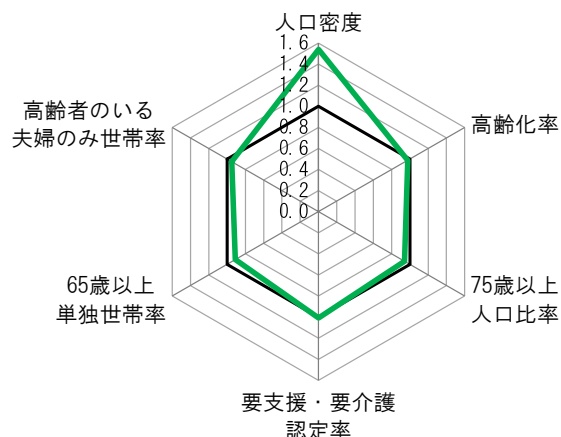
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	21,140 人	17	高齢化率	24.6%	16
65～74歳人口	9,115 人	17	75歳以上人口	12,024 人	17
65～74歳人口比率	10.6%	15	75歳以上人口比率	14.0%	15
要介護認定者数※1 (認定率)	5,600 人 27.4%	15 9	在宅の認知症高齢者数(65歳以上)※2	1,393 人	16
65歳以上単独世帯数※3 (世帯率)	6,006 世帯 13.2%	18 15	在宅の認知症高齢者数(75歳以上)※2	1,271 人	16
			65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3(世帯率)	3,496 世帯 7.7%	17 15

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③東成区の水準（大阪市＝1とした指数）



④東成区の高齢化の特徴

- 高齢化率は24.6%と市平均に近く16位。
- 65～74歳人口比率は10.6%で15位、75歳以上人口比率は14.0%で15位。
- 65歳以上単独世帯率は13.2%で15位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は7.7%で15位であり、ともに市平均に近い。
- 認定率は27.4%と市平均に近く9位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（プランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	124 人
老人クラブ数	16 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	81	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	25	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	26
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	3
通所介護	13	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション※2	10	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	9
福祉用具貸与	14	介護予防型訪問サービス	72	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4	生活支援型訪問サービス	64	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	38	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	5	短時間型通所サービス	21		
居宅介護支援	39	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	4 か所	在宅療養支援歯科診療所	18 か所
在宅療養支援診療所	32 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	58 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

- 「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業
「おまもりネット事業」（地域とのつながりづくりのために各校下で実施している活動で、「おまもりネット手帳」「カード」を無料で発行している。）等の地域福祉活動を支援し、高齢者・障がい者等のセーフティネット強化を図る取組。
- 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業
東成区にお住まいのひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、事前にかぎを預かり、緊急時にかぎを使って家屋に入り、安否を確認する。高齢者福祉関係機関との共同体で実施している。
- 「認知症あれこれガイド（ケアパス）」、「ケアパス（別冊）」（認知症施策実務者ワーキングチーム作成）
地域とのつながりによるケアを重視した認知症のガイドブック。別冊には相談機関の他、区内の認知症カフェや地域の集いの場カレンダーを掲載し、地域とのつながりづくりに活用している。
- いきいき百歳体操
参加者のモチベーション維持と各自の健康管理を目的に「百歳体操出席手帳」を作成し、出席シールとともに配布。

15 生野区

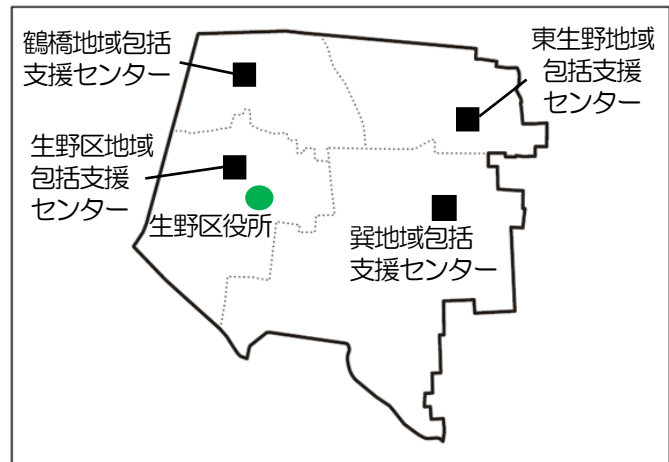
1 生野区プロフィール

【特徴】

生野区は大阪市の東南部に位置し、東は東大阪市に、北は近畿日本鉄道を区界に東成区に、西は JR 環状線を区界に天王寺区に、南は国道25号線および平野川を区界に阿倍野区、東住吉区、平野区にそれぞれ接しており、区の南北に今里筋と内環状線、東西に勝山通りが通っている。

また、文化的には万葉の時代からの歴史や伝承が残されている土地であり、区名の「生野」は聖徳太子ゆかりの「生野長者」にちなんで付けられており、現在もだんじり・地藏盆など地域伝統行事が大切に守られて、下町の良さを残した人情味豊かなまちである。

2 生野区の日常生活圏域図



3 統計からみる生野区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	126,789 人	8	面積	8.37 km ²	13
人口密度	15,148 人/km ²	10	世帯数	70,346 世帯	8

②高齢化指標

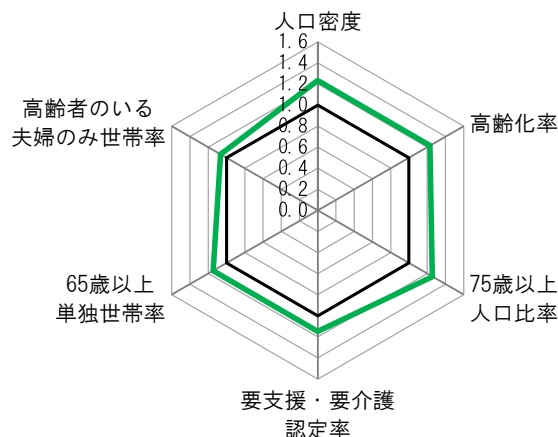
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	39,321 人	7	高齢化率	31.0%	4
65～74歳人口	15,654 人	8	75歳以上人口	23,667 人	5
65～74歳人口比率	12.3%	4	75歳以上人口比率	18.7%	2
要介護認定者数 ^{※1}	11,373 人	5	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	3,416 人	4
（認定率）	31.2%	2	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	2,913 人	4
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	11,253 世帯	7	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	5,821 世帯	8
（世帯率）	16.6%	8		8.6%	13

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③生野区の水準（大阪市＝1とした指数）



④生野区の高齢化の特徴

- 高齢化率は31.0%と市平均より高く4位。
- 65～74歳人口比率は12.3%で4位、75歳以上人口比率は18.7%で2位。
- 65歳以上単独世帯率は16.6%で市平均よりやや高く8位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は8.6%で市平均に近く13位。
- 認定率は31.2%と市平均より高く2位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より高く、高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	19 団体
総合相談窓口（プランチ）	5 か所	民生委員・児童委員	232 人
老人クラブ数	34 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	205	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	5	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	43	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	48
訪問リハビリテーション※1	3	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	4
通所介護	34	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	6
通所リハビリテーション※2	13	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	17
福祉用具貸与	22	介護予防型訪問サービス	194	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1
短期入所生活介護	16	生活支援型訪問サービス	175	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	3
短期入所療養介護	5	介護予防型通所サービス	78	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	13	短時間型通所サービス	52		
居宅介護支援	106	選択型通所サービス	3		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	5 か所	在宅療養支援歯科診療所	20 か所
在宅療養支援診療所	48 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	78 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■多職種連携による地域包括ケアの推進

認知症高齢者支援ネットワーク会議が中心となり、地域住民への認知症の周知啓発として講演会・シンポジウムの開催や認知症早期発見ツール「STOP DO!」の発行、また、「いくみんお守りキーホルダー」事業の展開など、多職種が連携した独自の取組を行っている。

■区民の健康寿命延伸のための意識啓発

いつまでもいきいきと自分らしい生活を送ることができるよう、区民の健康寿命の延伸を目的に、がん検診などの検診の重要性の理解促進や習慣化をめざした生野区マスコット「いくみん」を活用した広報啓発や、区民の健康づくり等の意識の高揚・定着をめざした取組を推進している。

16 旭区

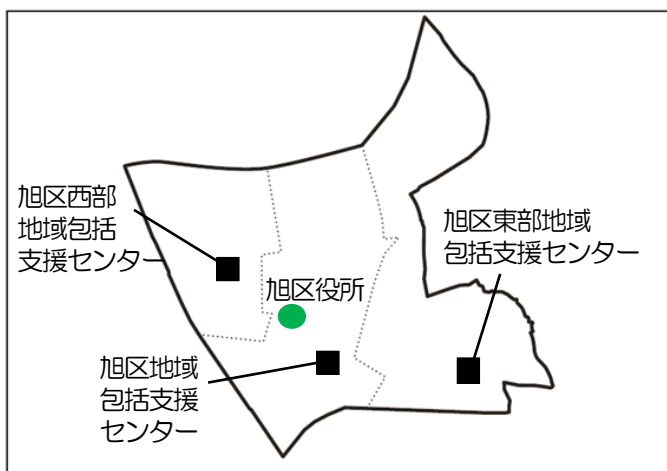
1 旭区プロフィール

【特徴】

旭区は大阪市の東北部に位置し、北に淀川を望み、西にJR おおさか東線、南に国道163号線、さらに東は守口市とその境を接している。市内でも有名な干林商店街があり、また、バス路線に加え、Osaka Metro 谷町線、JR おおさか東線、京阪電鉄が都心に直結しており、交通が便利で、生活するのに静かで明るい雰囲気を持つ快適な住宅区である。

主要道路交通網としては、国道1号線のほか、淀川ワンドに華麗な斜張橋を映している菅原城北大橋と、その東に位置しこれも斜張橋で有名な豊里大橋が、市北部と都心、市南部を自動車交通で結ぶ要の役割を果たしている。

2 旭区の日常生活圏域図



3 統計からみる旭区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	89,200 人	17	面積	6.32 km ²	17
人口密度	14,114 人/km ²	13	世帯数	46,370 世帯	19

②高齢化指標

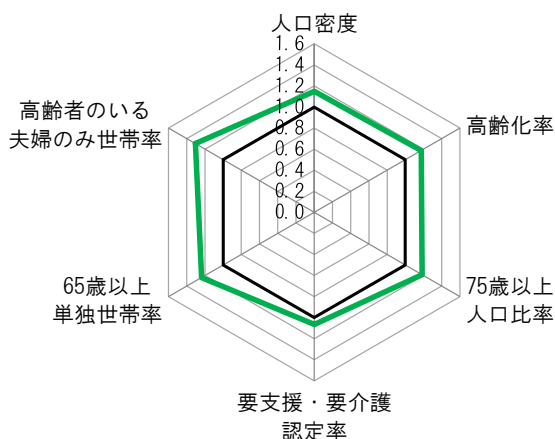
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	26,441 人	12	高齢化率	29.6%	5
65～74歳人口	10,752 人	15	75歳以上人口	15,687 人	11
65～74歳人口比率	12.1%	5	75歳以上人口比率	17.6%	6
要介護認定者数※1 (認定率)	7,611 人 29.0%	10 7	在宅の認知症高齢者数(65歳以上)※2	2,099 人	9
65歳以上単独世帯数※3 (世帯率)	8,131 世帯 17.9%	10 4	在宅の認知症高齢者数(75歳以上)※2	1,898 人	9
			65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数※3(世帯率)	4,785 世帯 10.6%	12 4

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③旭区の水準（大阪市＝1とした指数）



④旭区の高齢化の特徴

- 高齢化率は29.6%と市平均より高く5位。
- 65～74歳人口比率は12.1%で5位、75歳以上人口比率は17.6%で6位。
- 65歳以上単独世帯率は17.9%で4位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は10.6%で4位であり、ともに市平均より高い。
- 認定率は29.0%と市平均に近く7位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より高く、高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	3 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（プランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	137 人
老人クラブ数	36 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	86	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	21	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	22
訪問リハビリテーション※1	3	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	1
通所介護	25	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション※2	10	介護予防支援	3	認知症対応型共同生活介護	8
福祉用具貸与	11	介護予防型訪問サービス	82	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0
短期入所生活介護	6	生活型訪問サービス	71	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	4	介護予防型通所サービス	41	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	27		
居宅介護支援	56	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	11 か所
在宅療養支援診療所	30 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	43 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■健康に関する取組

健康フェスタ・食育フェスタの開催で生活習慣病予防及び重症化予防の啓発、また、振興町会等と連携し、不定期に健康講座を実施している。

■いきいき百歳体操の推進

平成21年からいきいき百歳体操をスタートし、サポーター養成講座やサポーター交流会を年1回開催しながら、活性化を図り継続支援を実施している。また、90歳以上の参加者に表彰を行い、参加者の意欲向上の取組を行っている。

■認知症予防のための講演会・普及・啓発の実施

平成26年から自主的な認知症予防活動支援のための地域型認知症予防プログラム等を実施している。また、身近な方が「もしかして認知症…？」と思ったときに、どのような支援やサービスを受けることができるのか、相談できる窓口はどこなのかをまとめた「旭区認知症安心ガイド」を作成し、区民に対して配布している。

■高齢者への歯科健康診査事業

旭区歯科医師会と協働で寝たきり高齢者への歯科健康診査事業を平成29年10月からスタートし、実施している。

■「お守りカード」及び「救急情報シート」の配布

もしものときに備えて自分自身の情報（緊急時の連絡先、持病、かかりつけの医療機関、担当のケアマネジャー等）の情報を記入するための「お守りカード（携帯用）」と「救急情報シート（家の中の貼付用）」を作成し、区民に対して配布している。

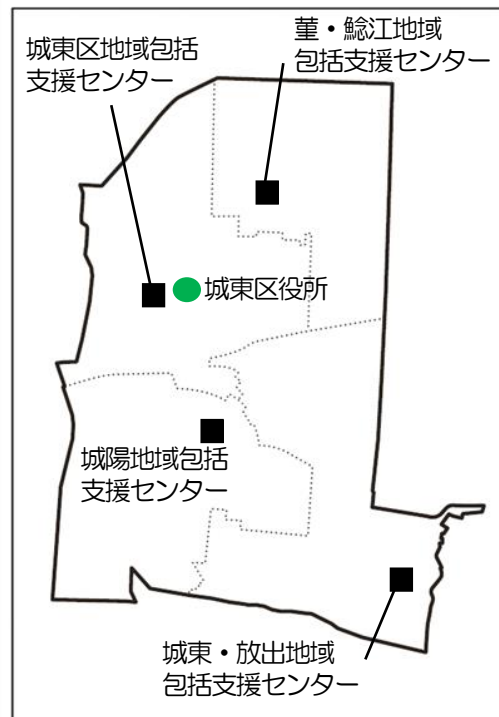
17 城東区

1 城東区プロフィール

【特徴】

城東区は大阪城の東に位置し、地勢的には東部の低湿地帯である旧大和川流域に属し、標高1～2mと区域全般に低く平坦で、東西に寝屋川と第二寝屋川が流れ、南北に城北川、平野川、平野川分水路が通じるなど、河川が多く、他区にない特徴を示している。鉄道交通網ではOsaka Metro 谷町線・長堀鶴見緑地線・今里筋線・中央線、JR 学研都市線・おおさか東線、京阪電鉄の各鉄道が区内を走っている。近年では区内各地区で工場等の転出跡地などに高層集合住宅や大規模小売店が相次いで建設されるなど、生活・交通至便な住宅地へと変化している。

2 城東区の日常生活圏域図



3 統計からみる城東区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	167,409 人	4	面積	8.38 km ²	12
人口密度	19,977 人/km ²	2	世帯数	84,229 世帯	5

②高齢化指標

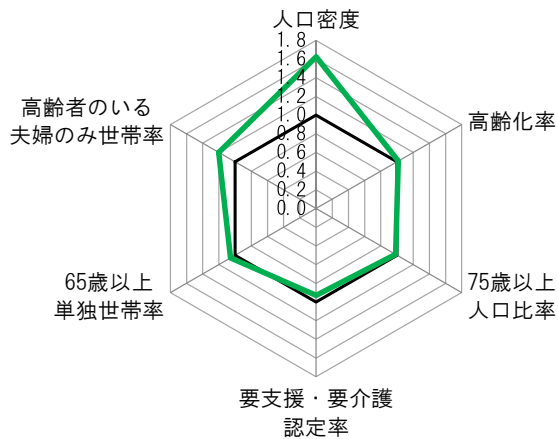
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	42,787 人	4	高齢化率	25.6%	13
65～74歳人口	18,353 人	4	75歳以上人口	24,432 人	4
65～74歳人口比率	11.0%	13	75歳以上人口比率	14.6%	12
要介護認定者数 ^{※1}	10,829 人	7	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	2,397 人	8
（認定率）	25.3%	15	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	2,174 人	8
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	12,663 世帯	6	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	8,050 世帯	2
（世帯率）	15.3%	11		9.7%	8

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③城東区の水準（大阪市＝１とした指数）



④城東区の高齢化の特徴

- 高齢化率は25.6%と市平均に近く13位。
- 65～74歳人口比率は11.0%で13位、75歳以上人口比率は14.6%で12位。
- 65歳以上単独世帯率は15.3%で市平均に近く11位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は9.7%で市平均より高く8位。
- 認定率は25.3%と市平均に近く15位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、高齢者のいる夫婦のみの世帯率が高い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2国勢調査）	16 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	211 人
老人クラブ数	52 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	102	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護※1	30	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	25
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	4
通所介護	18	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション※2	16	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	11
福祉用具貸与	14	介護予防型居宅サービス	97	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	7	生活支援型居宅サービス	84	入居者生活介護	
短期入所療養介護	4	介護予防型通所サービス	37	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	19	複合型サービス	1
居宅介護支援	59	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	13 か所
在宅療養支援診療所	52 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	88 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」推進の取組

いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操サポーター講座（2回）といきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操サポーターパワーアップ講座（年2回）を実施し、新規拠点開拓や普及促進に関する取組を行っている。また、毎年開催している健康まつり（健康展）において90歳以上の継続参加者を表彰する等モチベーションの維持・向上の取組を行っている。また、各拠点継続支援のため、技術支援、出席手帳配付、「いきいき百歳体操通信」発行の取組を行っている。

18 鶴見区

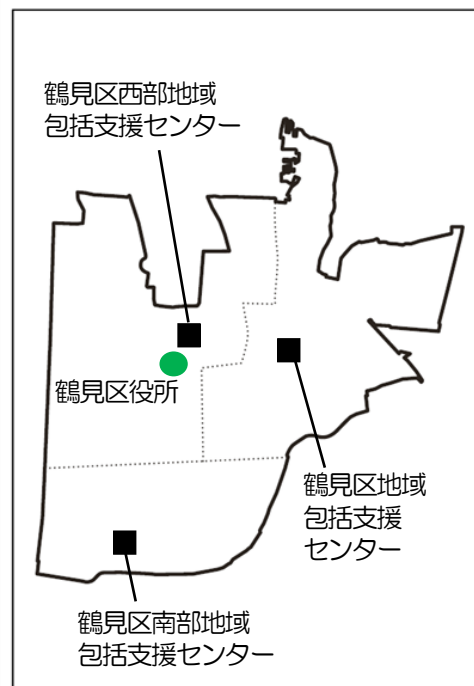
1 鶴見区プロフィール

【特徴】

鶴見区は大阪市の最東部に位置し、西を城東区、北西を旭区、北を守口市と接し、北東を門真市、東を大東市、南を東大阪市と城東区に接している。西部は新旧の住宅地であり、中央部には工場跡地への住宅建設が進み、住・商混在地域となっている。寝屋川以南は、放出駅を中心に発展した古くからの住・商・工の混在区域である。

花と緑の博覧会が鶴見緑地で1990年に開催されてから33年を経過し、公共交通や幹線道路の整備が進み、近年もＪＲおおさか東線が全線開通するなど近隣地域とのアクセスが向上した。

2 鶴見区の日常生活圏域図



3 統計からみる鶴見区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	111,533 人	12	面積	8.17 km ²	14
人口密度	13,652 人/km ²	15	世帯数	49,880 世帯	16

②高齢化指標

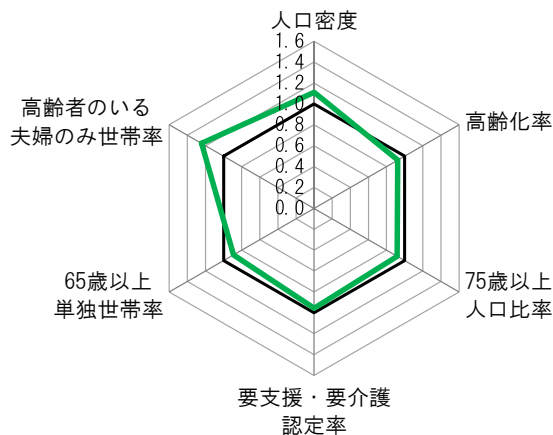
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	25,988 人	13	高齢化率	23.3%	17
65～74歳人口	10,783 人	14	75歳以上人口	15,205 人	12
65～74歳人口比率	9.7%	18	75歳以上人口比率	13.6%	16
要介護認定者数 ^{※1}	6,595 人	12	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,688 人	13
（認定率）	26.1%	12	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,550 人	13
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	6,321 世帯	16	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	4,925 世帯	10
（世帯率）	12.9%	17		10.1%	6

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③鶴見区の水準（大阪市＝１とした指数）



④鶴見区の高齢化の特徴

- 高齢化率は23.3%と市平均よりやや低く17位。
- 65～74歳人口比率は9.7%で18位、75歳以上人口比率は13.6%で16位。
- 65歳以上単独世帯率は12.9%で市平均よりやや低く17位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は10.1%で市平均より高く6位。
- 認定率は26.1%と市平均に近く12位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、高齢者のいる夫婦のみの世帯率が高い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	3 か所	連合町会数（R2国勢調査）	12 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	115 人
老人クラブ数	16 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	61	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問看護	0
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	24	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	16
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	1
通所介護	19	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション※2	13	介護予防支援	3	認知症対応型共同生活介護	8
福祉用具貸与	8	介護予防型訪問サービス	60	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	9	生活型訪問サービス	52	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	5	介護予防型通所サービス	34	複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	8	短期型通所サービス	17		
居宅介護支援	48	選択型通所サービス	2		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	4 か所	在宅療養支援歯科診療所	9 か所
在宅療養支援診療所	21 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	45 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業

住民の身近な相談窓口として各地域に地域福祉コーディネーター（つなげ隊）を配置し、そのつなげ隊への助言等の支援や情報提供、地域有償ボランティア事業「あいまち」を運営するコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、地域福祉活動への支援を行う。また、地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の推進や、地域ネットワークの構築、活性化を図りつつ、地域福祉活動の担い手の発掘・育成にも努めている。本事業を推進するにあたっては、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と連携を図り、要援護者の把握や日頃からの見守り活動の強化に努めるとともに、保健師や生活支援コーディネーターとも連携し、いきいき百歳体操をはじめとした集いの場作りも進めている。

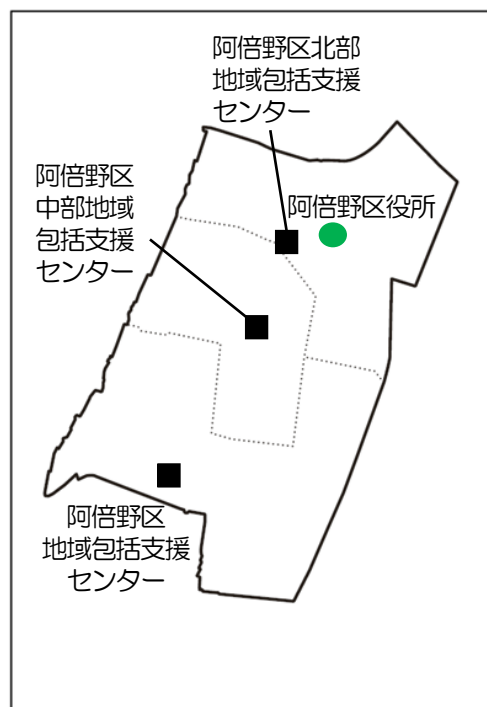
19 阿倍野区

1 阿倍野区プロフィール

【特徴】

阿倍野区は上町台地の南の高台に位置し、古くから大阪南部の交通の要衝として栄え、名所・史跡も多く、住宅・商業の町として発展してきた。とりわけ阿倍野橋・天王寺は、大阪の南の玄関口として各種の交通機関が集結し、多数の乗降客が行き交うターミナルである。周辺一帯は、活気のある商業地区を形成しており、阿倍野再開発事業により、平成23年4月には大阪府内最大級のショッピングセンターがオープンした。
区域全体としては、比較的閑静な住宅地として発展してきた。

2 阿倍野区の日常生活圏域図



3 統計からみる阿倍野区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	111,565 人	11	面積	5.98 km ²	19
人口密度	18,656 人/km ²	4	世帯数	55,252 世帯	15

②高齢化指標

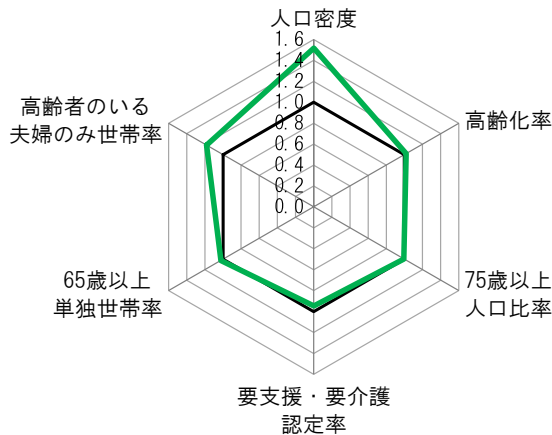
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	28,701 人	10	高齢化率	25.7%	12
65～74歳人口	12,223 人	11	75歳以上人口	16,477 人	11
65～74歳人口比率	11.0%	14	75歳以上人口比率	14.8%	11
要介護認定者数 ^{※1}	7,145 人	11	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,817 人	11
（認定率）	25.8%	14	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,679 人	10
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	7,970 世帯	11	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	5,128 世帯	9
（世帯率）	14.9%	12		9.6%	10

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③阿倍野区の水準（大阪市＝1とした指数）



④阿倍野区の高齢化の特徴

- 高齢化率は25.7%と市平均に近く12位。
- 65～74歳人口比率は11.0%で14位、75歳以上人口比率は14.8%で11位。
- 65歳以上単独世帯率は14.9%で市平均に近く12位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は9.6%で市平均より高く10位。
- 認定率は25.8%と市平均に近く14位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均に近く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、高齢者のいる夫婦のみの世帯率が高い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	3 か所	連合町会数（R2国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	146 人
老人クラブ数	45 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	99	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	2
訪問看護※1	37	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	19
訪問リハビリテーション※1	0	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	2
通所介護	17	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション※2	9	介護予防支援	3	認知症対応型共同生活介護	9
福祉用具貸与	19	介護予防型居宅サービス	93	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	4	生活型居宅サービス	77	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	35	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
特定施設入居者生活介護	11	短期型通所サービス	17	複合型サービス	0
居宅介護支援	63	選択型通所サービス	2		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	17 か所
在宅療養支援診療所	32 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	77 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■あべのウォーク

阿倍野区健康づくり推進会議（事務局：阿倍野区役所保健福祉課）が主催し、区民（ウォーキングサポーター）と協働でウォーキングイベントを開催している。

■ウォーキングサポーター養成講座

毎年講座を開催。修了者にサポーターとしての活躍を勧めており、令和5年4月現在27名が活動中。

■「あべの 安全・安心 見守り、支え合い隊」事業

「地域福祉コーディネーター」を各地域に配置し、地域と連携しながら介護情報や緊急連絡先等を記載した「要援護者名簿」の整理・充実を図るとともに、ボランティアの発掘・育成を進め、地域の福祉ニーズを把握する体制をつくり、地域自らによる見守り体制の構築を図る。

■大阪市阿倍野区高齢者食事サービス事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に会食等の食事サービスを実施する事業者に補助を行うことにより、高齢者の健康増進、地域社会との交流、介護予防、社会参加の促進を図る。

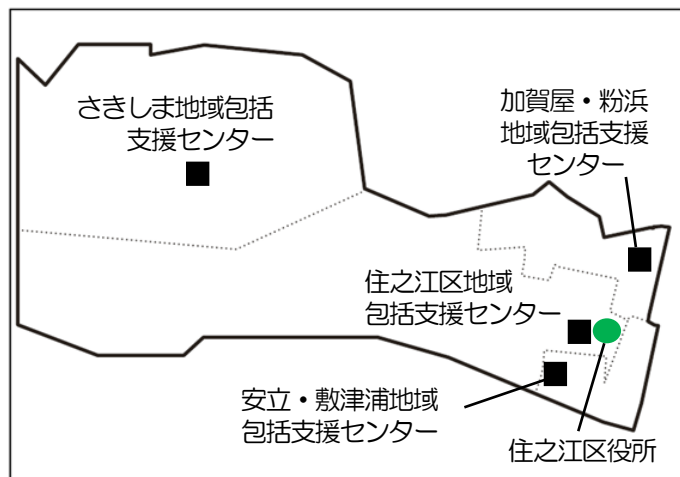
20 住之江区

1 住之江区プロフィール

【特徴】

住之江区は大阪市の南西部に位置し、北は大正区と西成区に、東を住吉区に接し、南は大和川を隔てて堺市に隣接し、西は大阪港にひらけている。区の東部は、古くから紀州街道沿いに町並みが形成され、南海本線や阪堺線の開通にもなっており、住宅地・商店街として発展してきた。中部の木津川沿いから平林にかけての地帯は、造船・鉄鋼・金属関係の重工業地帯として発展してきた。西部に位置する咲洲（南港）は、自然と文化・暮らしと経済の調和をめざした新しい港湾都市としての整備により、憩いと安らぎのまちづくりが進められてきた。

2 住之江区の日常生活圏域図



3 統計からみる住之江区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	117,159 人	9	面積	20,68 km ²	1
人口密度	5,665 人/km ²	23	世帯数	60,687 世帯	12

②高齢化指標

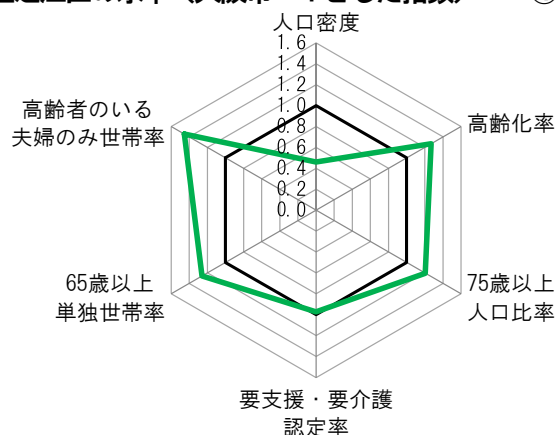
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	37,543 人	8	高齢化率	32.0%	3
65～74歳人口	16,566 人	7	75歳以上人口	20,976 人	9
65～74歳人口比率	14.1%	2	75歳以上人口比率	17.9%	5
要介護認定者数 ^{※1}	9,678 人	9	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	1,865 人	10
（認定率）	26.5%	10	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	1,666 人	11
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	10,943 世帯	8	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	7,049 世帯	6
（世帯率）	18.3%	3		11.8%	1

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③住之江区の水準（大阪市＝1とした指数）



④住之江区の高齢化の特徴

- 高齢化率は32.0%と市平均より高く3位。
- 65～74歳人口比率は14.1%で2位、75歳以上人口比率は17.9%で5位。
- 65歳以上単独世帯率は18.3%で市平均より高く3位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は11.8%で市平均に比べ非常に高く1位。
- 認定率は26.5%と市平均に近く10位。
- 高齢化の各指標の水準が概ね市平均より高く、高齢化が進んでいる区域であるが、認定率は市平均に近い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（プランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	168 人
老人クラブ数	34 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	97	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	7	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	24	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	19
訪問リハビリテーション※1	3	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	3
通所介護	28	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション※2	16	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	13
福祉用具貸与	13	介護予防型訪問サービス	90	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1
短期入所生活介護	8	生活型訪問サービス	80	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	8	介護予防型通所サービス	46	複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	6	短時間型通所サービス	17		
居宅介護支援	59	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	8 か所
在宅療養支援診療所	33 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	63 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■企業との連携

支援を必要としている方を早期に発見し、孤立死等を未然に防止することを目的として12社と見守り協定を締結している。協力事業者が、日常の業務活動の中で区民の異変等を察知した場合には、区役所や消防、警察等に通報することで、安否確認を行う。

■地域による見守り活動の支援

各地域に地域の相談窓口として見守りあったかネットコーディネーターを1名ずつ配置し、地域での相談対応、専門機関との連携のほか、地域の見守り力向上に向けた講座（上記「声掛け・つながり訓練」など）を実施するとともに月1回開催の連絡会では各地域の課題や取組状況などの情報を共有している。令和2年12月からは、地域のつながりを高めるために各福祉会館にタブレット端末が導入された。

21 住吉区

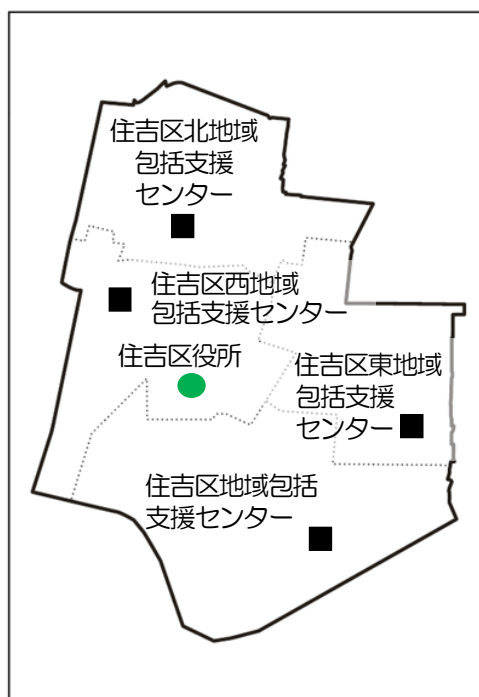
1 住吉区プロフィール

【特徴】

住吉区は大阪市の最南部に位置し、大和川を隔てて堺市に接している。区内には、「住吉造り」といわれる神社建築史上特異な様式をもち、反橋(太鼓橋)や住吉跡で有名な「住吉大社」や、「吾彦山大聖観音寺」をはじめ多くの由緒ある神社仏閣や史跡がある。

区民の憩いの場所として、桜で名高い万代池公園に加え、長居公園(東住吉区)や住吉公園(住之江区)にも恵まれており、都心への交通至便な住宅区としても、公営住宅の高層化や新しいマンションが建設され、都市整備が進められている。

2 住吉区の日常生活圏域図



3 統計からみる住吉区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	152,088 人	5	面積	9.40 km ²	10
人口密度	16,180 人/km ²	9	世帯数	80,285 世帯	6

②高齢化指標

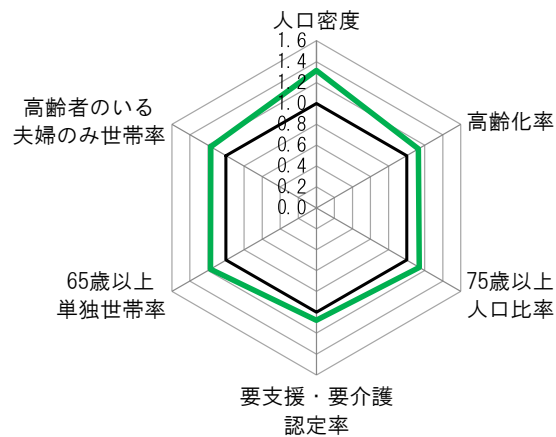
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	43,309 人	3	高齢化率	28.5%	8
65～74歳人口	17,556 人	5	75歳以上人口	25,753 人	2
65～74歳人口比率	11.5%	7	75歳以上人口比率	16.9%	8
要介護認定者数 ^{※1}	12,101 人	3	在宅の認知症高齢者数(65歳以上) ^{※2}	3,027 人	5
(認定率)	29.3%	5	在宅の認知症高齢者数(75歳以上) ^{※2}	2,721 人	5
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	13,288 世帯	4	65歳以上高齢者のいる夫婦の	7,392 世帯	3
(世帯率)	17.0%	7	み世帯数 ^{※3} (世帯率)	9.5%	11

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③住吉区の水準（大阪市＝１とした指数）



④住吉区の高齢化の特徴

- 高齢化率は28.5%と市平均より高く8位。
- 65～74歳人口比率は11.5%で7位、75歳以上人口比率は16.9%で8位。
- 65歳以上単独世帯率は17.0%で7位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は9.5%で11位であり、ともに市平均より高い。
- 認定率は29.3%と市平均よりやや高く5位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より高く、高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2国勢調査）	12 団体
総合相談窓口（ランチ）	5 か所	民生委員・児童委員	214 人
老人クラブ数	23 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	154	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	4	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護※1	39	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	35
訪問リハビリテーション※1	2	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	6
通所介護	24	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	7
通所リハビリテーション※2	12	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	17
福祉用具貸与	17	介護予防型サービス	140	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	9	生活型型サービス	126	入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	56	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	2
特定施設入居者生活介護	13	短時間型通所サービス	31	複合型サービス	0
居宅介護支援	79	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	12 か所
在宅療養支援診療所	38 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	102 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■住吉区地域見守り支援システム

災害時要援護者支援台帳登録と地域住民による日常的な見守り活動を一体化。包括圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し区役所内に「地域見守り相談室」を設置し取りまとめを行っている。

22 東住吉区

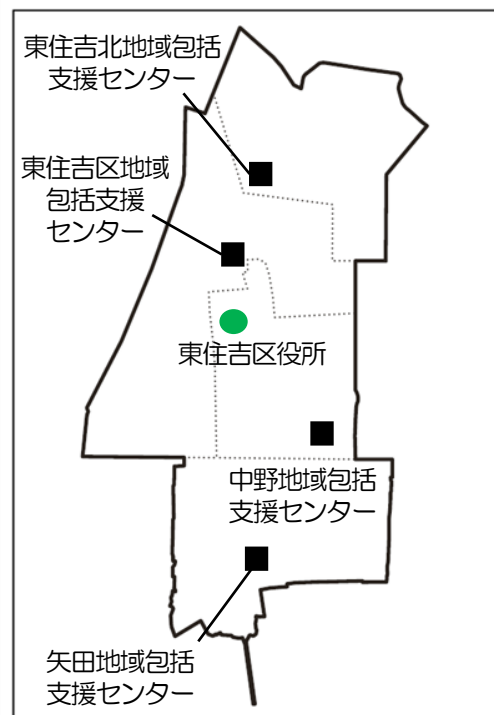
1 東住吉区プロフィール

【特徴】

東住吉区は大阪市南部に位置し、大阪市で8番目の大きさをもつ行政区画であり、東は平野区、西は阿倍野区・住吉区、北は生野区に接し、南は大和川をはさんで松原市に隣接している。区域の約90%は閑静な住宅地域で、JR 阪和線、近鉄南大阪線、Osaka Metro 谷町線の駅付近は商業地域として発展しており、特に駒川商店街は大阪市内でも有数の商店街として知られている。

区の北東部には、大阪南部の「市民の台所」として、中央卸売市場東部市場があり、食品流通の拠点として大きな役割を果たしている。南西部の一角を占める長居公園は、文化とスポーツの憩いの場として、花と緑の相談の場として、多くの市民から親しまれている。

2 東住吉区の日常生活圏域図



3 統計からみる東住吉区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	127,880 人	7	面積	9.75 km ²	8
人口密度	13,116 人/km ²	17	世帯数	64,285 世帯	11

②高齢化指標

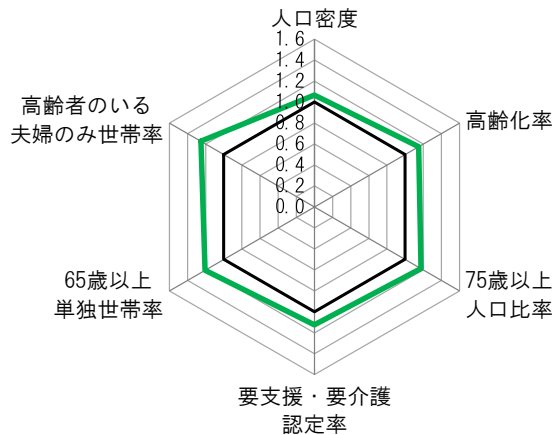
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	37,075 人	9	高齢化率	29.0%	7
65～74歳人口	14,753 人	9	75歳以上人口	22,321 人	8
65～74歳人口比率	11.5%	8	75歳以上人口比率	17.5%	7
要介護認定者数 ^{※1}	11,118 人	6	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	2,496 人	7
（認定率）	30.6%	3	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	2,269 人	7
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	10,846 世帯	9	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} （世帯率）	6,286 世帯	7
（世帯率）	17.5%	6		10.1%	5

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③東住吉区の水準（大阪市＝1とした指数）



④東住吉区の高齢化の特徴

- 高齢化率は29.0%と市平均より高く7位。
- 65～74歳人口比率は11.5%で8位、75歳以上人口比率は17.5%で7位。
- 65歳以上単独世帯率は17.5%で6位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は10.1%で5位であり、ともに市平均より高い。
- 認定率は30.6%と市平均より高く3位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より高く、高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	224 人
老人クラブ数	26 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	182	介護老人福祉施設	9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	8	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護※1	38	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	43
訪問リハビリテーション※1	5	介護医療院	1	認知症対応型通所介護	4
通所介護	34	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	6
通所リハビリテーション※2	13	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	18
福祉用具貸与	26	介護予防型居宅サービス	165	地域密着型特定施設	1
短期入所生活介護	10	生活介護型居宅サービス	143	入居者生活介護	
短期入所療養介護	10	介護型通所サービス	73	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	11	短時間型通所サービス	47	複合型サービス	2
居宅介護支援	99	選択型通所サービス	1		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	23 か所
在宅療養支援診療所	40 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	65 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■「高齢者食事サービス事業（ふれあい型）」

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、高齢者の健康の増進と地域社会との交流を目的として、ボランティアが地域施設において会食等の機会を提供する活動への補助を実施。

■「はつらつ脳活性化元気アップ事業」

認知症予防・介護予防に関する意識の向上を図り、認知症になっても地域全体で支える仕組みをつくることで、「健康で安心して暮らせる、みんなで健康づくりにとりくめるまち」をめざした活動。健康講座の取り組みを通じて、地域のリーダーを育成し、関係機関との連携を図る。

23 平野区

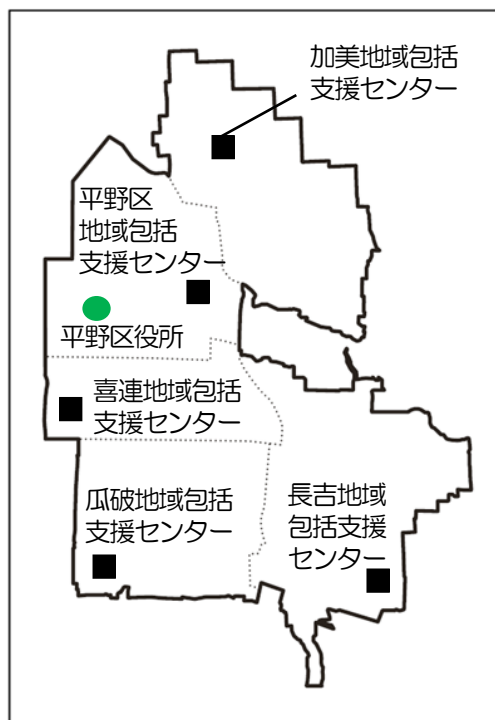
1 平野区プロフィール

【特徴】

平野区は大阪市の東南部に位置し、東は八尾市、西は東住吉区、南は松原市、北は生野区及び東大阪市に接している。全般的には住居地域としての色合いが強く、公営住宅数については市内1位(24,260戸:令和4年7月現在)を有している。

南部の喜連・瓜破・長吉地域は公営住宅や中高層住宅が建つ比較的新しい町並みの中に農地や遺跡が存在し、中央部の平野地域は古い家々と多数の神社・仏閣が存在する町並み、北部の加美地域は工業地区としての性格を有する町並みなどバラエティーに富んだ町になっている。区内の交通機関については、北部をJR 大和路線・おおさか東線、中央部から東南部はOsaka Metro 谷町線が通り、それぞれ市の中央部と直結している。

2 平野区の日常生活圏域図



3 統計からみる平野区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	186,843 人	1	面積	15.28 km ²	3
人口密度	12,228 人/km ²	19	世帯数	93,989 世帯	3

②高齢化指標

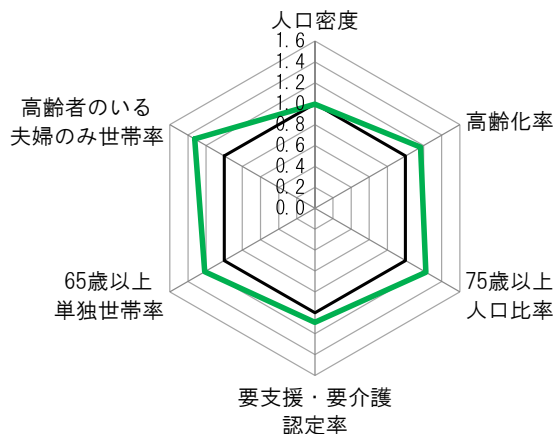
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	54,936 人	1	高齢化率	29.4%	6
65～74歳人口	20,945 人	1	75歳以上人口	33,991 人	1
65～74歳人口比率	11.2%	12	75歳以上人口比率	18.2%	4
要介護認定者数 ^{※1}	15,723 人	1	在宅の認知症高齢者数(65歳以上) ^{※2}	4,091 人	1
(認定率)	29.7%	4	在宅の認知症高齢者数(75歳以上) ^{※2}	3,712 人	1
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	16,366 世帯	2	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ^{※3} (世帯率)	9,956 世帯	1
(世帯率)	17.6%	5		10.7%	3

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③平野区の水準（大阪市＝１とした指数）



④平野区の高齢化の特徴

- 高齢化率は29.4%と市平均より高く6位。
- 65～74歳人口比率は11.2%で12位、75歳以上人口比率は18.2%で4位。
- 65歳以上単独世帯率は17.6%で5位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は10.7%で3位であり、ともに市平均より高い。
- 認定率は29.7%と市平均よりやや高く4位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より高く、高齢化が進んでいる区域である。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	5 か所	連合町会数（R2国勢調査）	22 団体
総合相談窓口（ランチ）	6 か所	民生委員・児童委員	246 人
老人クラブ数	28 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	224	介護老人福祉施設	13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	7	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護※1	68	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	44
訪問リハビリテーション※1	3	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	11
通所介護	44	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	9
通所リハビリテーション※2	16	介護予防支援	5	認知症対応型共同生活介護	21
福祉用具貸与	22	介護予防型訪問サービス	198	地域密着型特定施設	1
短期入所生活介護	16	生活型訪問サービス	173	入居者生活介護	
短期入所療養介護	7	介護型通所サービス	83	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	4
特定施設入居者生活介護	13	短期型通所サービス	52	複合型サービス	1
居宅介護支援	118	選択型通所サービス	3		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	22 か所
在宅療養支援診療所	63 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	105 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■地域福祉活動コーディネーター事業（各地域の特性に応じた地域福祉支援体制の構築）

地域における支援が必要な方を「見守り」「発見」し、相談から必要な支援へ「つなげる（支える）」地域の要として、区内全23地域に地域福祉活動コーディネーターを配置し、地域の特性にに応じて、関係機関等と連携しつつ、地域福祉活動の推進を図っている。

■いきいき脳活（認知症予防推進事業）

区内関係者の協力のもと、高齢者が認知症の理解を深め、身近な場所で、仲間づくりとともに継続した認知症予防の自主的な取組ができるようなシステム構築に取り組んでいる。

■いきいき百歳体操推進事業

百歳体操の担い手の養成を目的としたサポーター養成講座の実施、養成後のサポーターのモチベーションの維持・向上のためのサポーター交流会、継続参加者の全体交流会を行っている。

■平野区「健康フェスタ&食育展」

区内の医療専門職や健康づくり等の関係団体、教育機関、民間企業、行政などが連携し、健康と食について、こどもから高齢者まで、楽しんで体験し学べるイベントを開催することにより普及啓発に取り組んでいる。

24 西成区

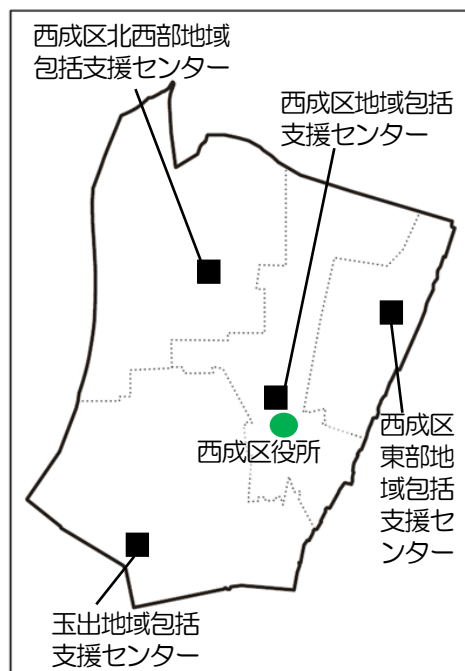
1 西成区プロフィール

【特徴】

西成区は上町台地の西側から木津川に至る間に位置しており、北に浪速区、東に阿倍野区、南に住之江区、木津川を挟んで西に大正区が隣接している。区の東部を南北にとおる旧紀州街道（住吉街道）は16世紀頃から堺の発展とともにひらけたもので、豊臣秀吉が堺政所や住吉大社への道中、この地で茶を楽しんだことから天下茶屋と呼ばれるようになり、大阪市顕彰史跡・天下茶屋跡を今に残している。

現在は、国道26号・43号などの幹線道路、地下鉄・JR・私鉄が通る交通至便の地であり、商工業のまち、庶民的なまちとして、今なお人情豊かな下町の風情が残っている。

2 西成区の日常生活圏域図



3 統計からみる西成区の状況（基準日：令和5年10月1日現在）

①主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	105,782 人	15	面積	7.37 km ²	16
人口密度	14,353 人/km ²	12	世帯数	67,708 世帯	10

②高齢化指標

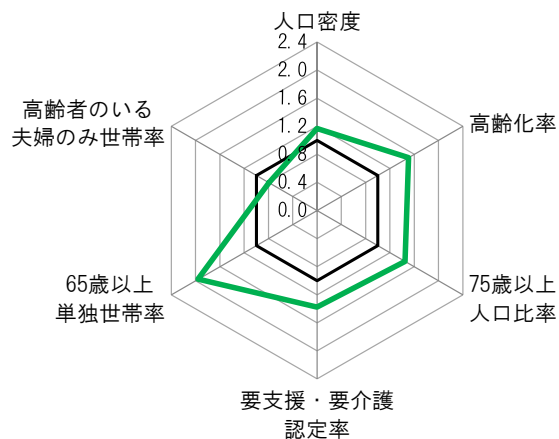
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	40,136 人	6	高齢化率	37.9%	1
65～74歳人口	17,408 人	6	75歳以上人口	22,727 人	7
65～74歳人口比率	16.5%	1	75歳以上人口比率	21.5%	1
要介護認定者数 ^{※1}	13,760 人	2	在宅の認知症高齢者数（65歳以上） ^{※2}	4,020 人	2
（認定率）	37.5%	1	在宅の認知症高齢者数（75歳以上） ^{※2}	3,174 人	2
65歳以上単独世帯数 ^{※3}	18,855 世帯	1	65歳以上高齢者のいる夫婦の	4,262 世帯	15
（世帯率）	28.4%	1	み世帯数 ^{※3} （世帯率）	6.4%	19

※1：令和5年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

※2：要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方（令和5年4月1日現在）

※3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（令和2年10月1日現在）

③西成区の水準（大阪市＝1とした指数）



④西成区の高齢化の特徴

- 高齢化率は37.9%と非常に高く1位。
- 65～74歳人口比率は16.5%、75歳以上人口比率は21.5%であり、ともに1位。
- 65歳以上単独世帯率は28.4%で市平均に比べ非常に高く1位、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率は6.4%で19位であり、市平均より低い。
- 認定率は37.5%と市平均に比べ非常に高く1位。
- 高齢化の各指標の水準が市平均より非常に高く、高齢化が最も進んでいる区域であるが、高齢者のいる夫婦のみの世帯率は市平均より低い。

4 地域資源情報

①地域資源の状況（令和5年3月31日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（R2国勢調査）	16 団体
総合相談窓口（ランチ）	6 か所	民生委員・児童委員	282 人
老人クラブ数	45 団体		

②主な介護保険事業者・施設の状況（令和5年10月1日現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	351	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護※1	45	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	41
訪問リハビリテーション※1	1	介護医療院	0	認知症対応型通所介護	3
通所介護	33	介護予防・生活支援サービス	件数	小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション※2	11	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	17
福祉用具貸与	40	介護予防型サービス	335	地域密着型特定施設	0
短期入所生活介護	8	生活型型サービス	306	入居者生活介護	
短期入所療養介護	4	介護型通所サービス	72	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	10	短期型通所サービス	58	複合型サービス	0
居宅介護支援	139	選択型通所サービス	0		

※1：訪問看護・訪問リハビリテーションについては、本市に指定申請の届出がある事業所数

※2：通所リハビリテーションについては、本市に介護給付算定に係る体制等に関する届出がある事業所数

③在宅医療の状況（令和5年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	13 か所
在宅療養支援診療所	35 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	74 か所

5 高齢者の支援に関する区独自の取組

■地域ネットワーク委員（343人）による活動

西成区では、各地区でネットワーク委員会活動が継続されており、支援を必要としている住民の発見や地域における見守り活動の中心的な役割を果たしている。

■おとこまえ百歳体操

西成区の男性の独居高齢者は女性の2倍であり、いきいき百歳体操の男性参加者がなかなか増えなかったため、男性でも気軽に参加できる場所として、令和元年度から西成区役所で「男性限定」のおとこまえ百歳体操を始め、現在では社会福祉協議会や地域の訪問看護ステーションとも協働し、さらに2か所の会場でおとこまえ百歳体操を開催している。

■あいりん地域を中心とした結核対策

結核罹患率が非常に高い西成区では、高齢者を中心とした効果的な結核健診の実施により患者の早期発見・早期治療につなげるとともに、患者が最後まで治療を継続できるよう、患者一人ひとりの状況に応じた服薬支援を実施している。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2024 (令和6)年3月

発行：大阪市福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課	電話(06)6208-8026
			FAX(06)6202-6964
	高齢者施策部	介護保険課	電話(06)6208-8028
			FAX(06)6202-6964

〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号